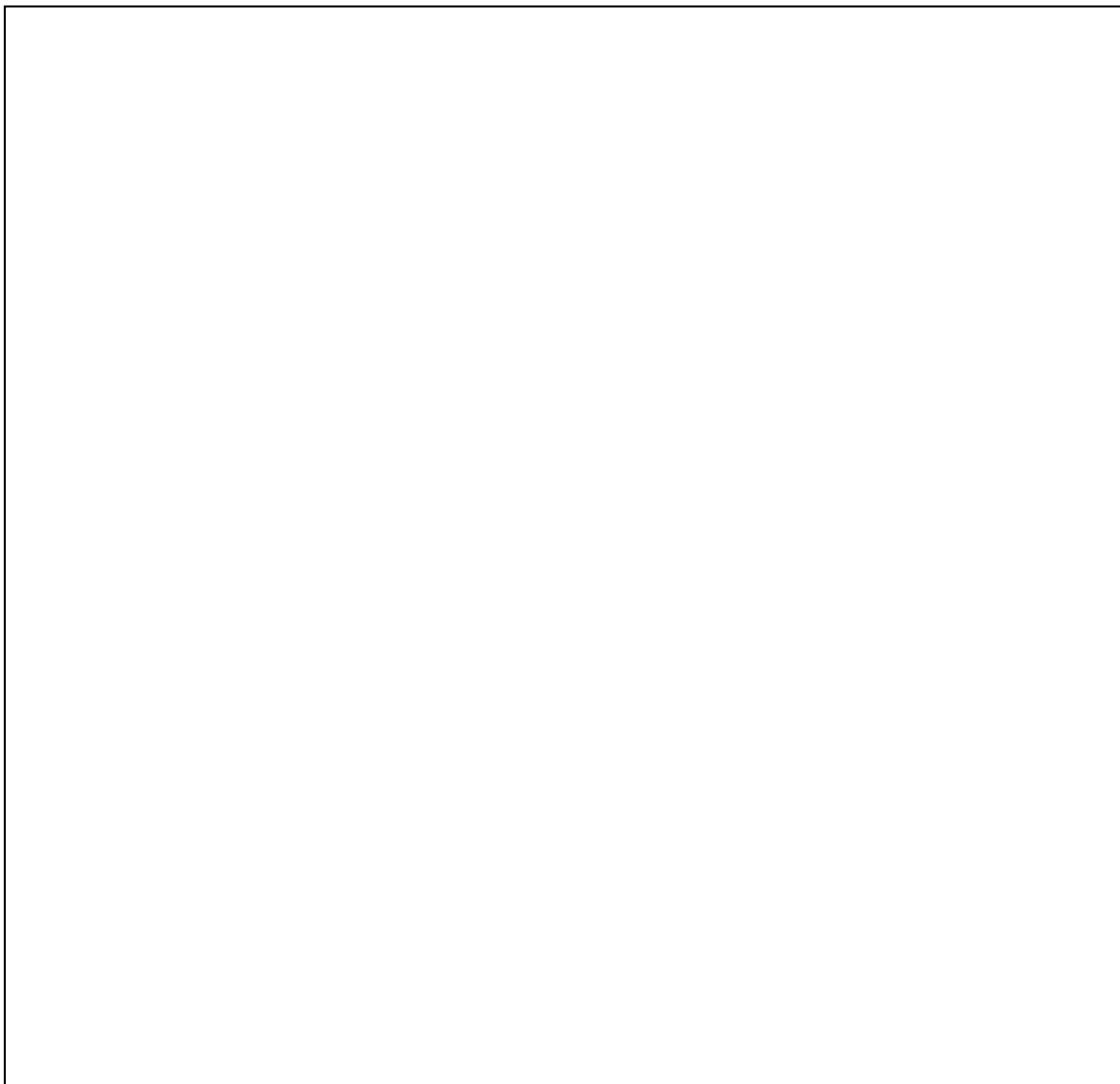


第2次野洲市環境基本計画（案）

平成29年 月

野洲市

はじめに



平成 28 年 8 月

野洲市長 山仲 善彰

… 目 次 …

序章 第2次野洲市環境基本計画策定にあたって	1
第1章 計画の基本的事項	2
1.1 計画の位置付け	2
1.2 計画の推進主体	3
1.3 計画の対象	4
1.4 計画の期間	4
第2章 計画の理念・目標	5
2.1 基本理念	5
2.2 基本目標と施策の方針	6
第3章 目標達成のための施策の展開	9
3.1 基本目標1 安全で快適な生活環境づくり	10
3.1.1 生活環境に関する現状と課題	10
3.1.2 施策の内容	11
3.1.3 進捗評価のための指標	12
3.2 基本目標2 循環型社会・低炭素社会づくり	13
3.2.1 廃棄物及び地球温暖化に関する現状と課題	13
3.2.2 施策の内容	14
3.2.3 進捗評価のための指標	15
3.3 基本目標3 里山から琵琶湖へつながる自然環境づくり	16
3.3.1 自然環境に関する現状と課題	16
3.3.2 施策の内容	18
3.3.3 進捗評価のための指標	19
3.4 基本目標4 環境学習の推進による市民活動の促進	20
3.4.1 環境学習や市民活動に関する現状と課題	20
3.4.2 施策の内容	21
3.4.3 進捗評価のための指標	22
第4章 重点プロジェクト	23
4.1 基本目標1 生活環境関連の重点プロジェクト	24
4.2 基本目標2 循環型・低炭素社会関連の重点プロジェクト	27
4.3 基本目標3 自然環境関連の重点プロジェクト	30
4.4 基本目標4 環境学習・市民活動関連の重点プロジェクト	34
第5章 計画を推進するために	36
5.1 進行管理のしくみ	36
5.2 計画の推進体制	37
資料編	38
[1] 第1次計画におけるプロジェクトの取組状況	38
[2] 野洲市をとりまく環境等の概況	50
[3] 第2次野洲市環境基本計画策定の経過	57
[4] 用語集	61

序章 第2次野洲市環境基本計画策定にあたって

～里山から琵琶湖へつながる豊かな自然環境を次世代へ～

野洲市は、北に琵琶湖を臨み、南に近江富士と称される美しい三上山、また野洲川に代表される雄大な川に囲まれた自然豊かなまちです。また、この半世紀の間、農地の基盤整備に加え、京阪神のベッドタウンとして宅地開発や工業団地も形成され、先人から受け継いだ自然環境を残しつつ緩やかに都市化が進められてきました。私たちの生活が快適で文化的になった一方で、こうした開発等により自然環境に大きな影響を及ぼしているという現状もあります。

野洲市は、平成16年10月、野洲市の誕生と同時に環境基本条例を制定し、平成19年3月に野洲市環境基本計画を策定いたしました。これまで「自然分野」「ごみ・資源分野」「まち・くらし分野」を柱に環境保全に取り組んできました。

このたび、同計画を引き継ぐ新しい環境基本計画として第2次野洲市環境基本計画（以下、「本計画」といいます。）として、平成29年度以降の10年を見通した市の環境施策の行動指針を示しました。本計画では「里山から琵琶湖へつながる豊かな自然環境を次世代へ」をスローガンとし、市民、事業者、行政などすべての個人や団体が、本計画の下で環境活動を推進していくことが安全・安心なまちづくりを実現する原動力になると考えています。特に、里山と琵琶湖をつなぐ家棟川は、流域が市域とほぼ重なっていることから本市の環境保全と関わりの深い重要な川として位置付けています。県内でも有数の魚種数を誇るこの川は、琵琶湖の固有種であるビワマスが遡上する川としても貴重です。このビワマスを自然環境のシンボルとしてとらえ、これが生息し続けられる豊かな環境づくりこそ、後世に継承していくべき大切な財産といえます。

こうした背景のもと、自然環境の保全、限りある資源の有効活用、快適で安心・安全なまちづくりに市民、事業者、行政などすべての主体が関わり、目標をもった活動の指針として本計画を策定いたしました。

第1章 計画の基本的事項

1.1 計画の位置付け

本計画は、「野洲市環境基本条例」第8条の規定に基づき、野洲市の自然環境や生活環境、また地球環境を対象として、目標とする将来像の実現のために、どのような取組を進めていくかという方針を定めるためのもので、野洲市の豊かな自然環境及び良好な環境の保全に関するもっとも基本的な計画です。

本市では「第1次野洲市環境基本計画」（平成19年3月策定。以下、「第1次計画」といいます。）に基づき、「自然分野」、「ごみ・資源分野」、「まち・くらし分野」において、官民協働によりさまざまなプロジェクトに取り組んでおり、本計画はその取組を引き継ぐものです。

また、本計画は、市の上位計画である「第1次野洲市総合計画（改訂版）」に掲げた施策の方針について、環境面から具体化するものであり、個別に施行されている計画・施策との整合性を図りつつ、市の環境に係るすべての施策の基本的な方向を示すとともに、その取組を誘導する役割を担うものです。

一方、国においては「安全」・「低炭素」・「循環」・「自然共生」の視点から持続可能な社会への転換をめざしており、滋賀県においては國の方針に加えて「人」や「地域」の創造、「琵琶湖環境」に視点を置いた取組を推進しています。

本計画は、こうした社会情勢に鑑み、法や制度等を踏まえた上で、野洲市における新たな取組を計画的かつ総合的に推進するため、第1次計画を継承しつつ実現性の高い内容に見直したものであります。

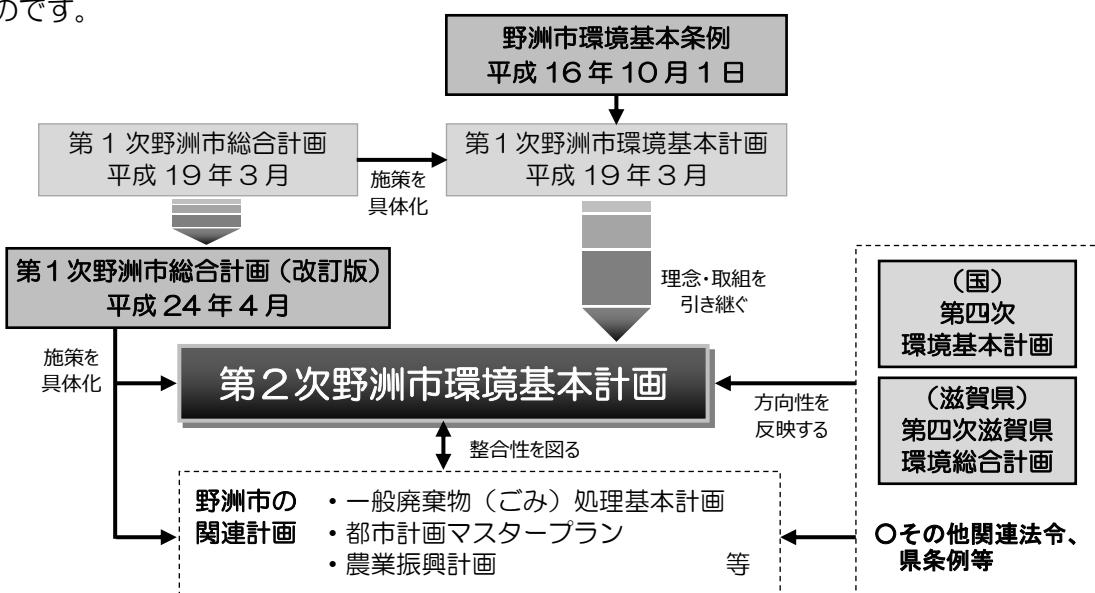
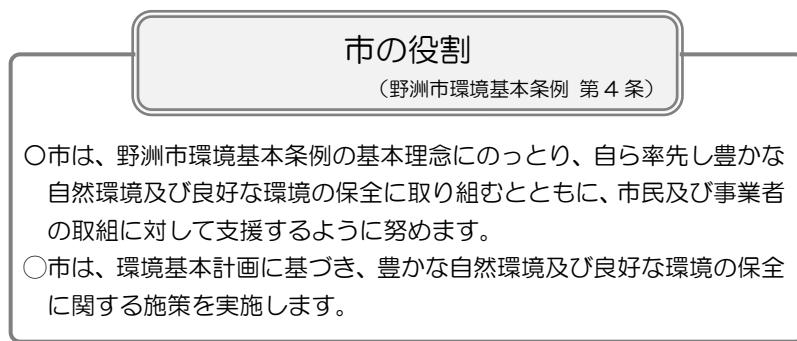
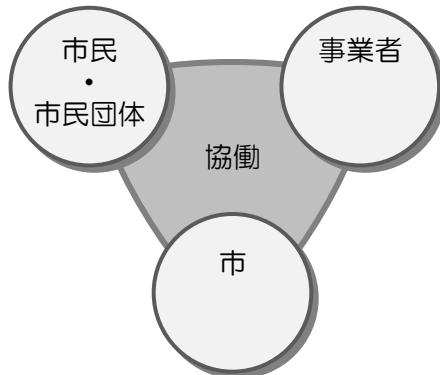
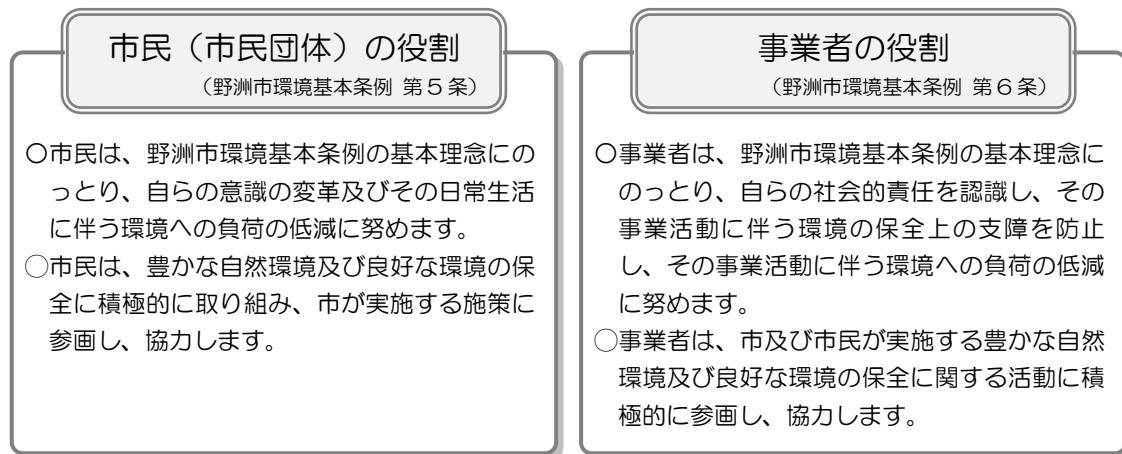


図 1.1.1 本計画の位置付け

1.2 計画の推進主体

豊かな自然環境と良好な生活環境を持続するには、市民（市民団体）、事業者、行政などあらゆる主体が、それぞれの立場と役割のもとで、協働して取り組むことが不可欠です。



1.3 計画の対象

本計画は、生活環境・自然環境に循環型・低炭素社会を加えた範囲を対象とします。
なお、広域的に連携を図っていくべき問題については、近隣自治体等と協力して対処します。



図 1.3.1 本計画で対象とする環境

1.4 計画の期間

計画の期間は、平成 29 年度～平成 38 年度の 10 年間とします。
ただし、社会情勢の変化や環境関連法規の状況等により、環境問題に関する目標や施策方針などを見直す必要が生じた場合には、必要に応じて改定するものとします。

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39～
野洲市 総合計画																					

図 1.4.1 計画の期間

第2章 計画の理念・目標

2.1 基本理念

本市の環境に関する総合的かつ長期的な施策の基本となる「野洲市環境基本条例」（平成16年制定）においては、環境の保全に関し、「良好な環境の維持と次世代への継承」、「大気・水・土壌その他の環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」、「生物の多様性の確保」、「地球環境の保全」の4つを基本理念としています。

また、平成24年に改訂した本市の「第1次野洲市総合計画（改訂版）」では、「豊かな自然と歴史に恵まれた にぎわいとやすらぎのあるまち」をめざすべき都市像として掲げ、この都市像を実現するために、「人権の尊重」と「環境への配慮」の視点を大切にしながらまちづくりを進めることとしています。

本計画においては、本市の都市像やまちづくりの目標、環境の保全と創造の基本理念及び環境の現況を踏まえ、基本理念（めざすべき環境像）を以下のとおり掲げることとします。

野洲市環境基本条例 第3条

- 1 豊かな自然環境及び良好な環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、人類の存続の基盤である良好な環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。
- 2 豊かな自然環境及び良好な環境の保全は、自然環境が適正に維持され、人の健康が保護されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されるように適切に行わなければならぬ。
- 3 豊かな自然環境及び良好な環境の保全は、生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的・社会的条件に応じて体系的に保全されるように適切に行わなければならない。
- 4 豊かな自然環境及び良好な環境の保全は、地球環境の保全を考え、資源及びエネルギーの消費が抑制されるとともに、これらが循環的に利用が図られること等で環境への負荷の少ない社会が構築されるよう適切に行わなければならない。

第1次野洲市総合計画（改訂版）

●めざすべき都市像

豊かな自然と歴史に恵まれた
にぎわいとやすらぎのあるまち

●まちづくりの基本目標

- ① 豊かな人間性をはぐくむまち
- ② 人とひとが支え合う安心なまち
- ③ 地域を支える活力を生むまち
- ④ 美しい風土を守り育てるまち
- ⑤ うるおいとにぎわいのある
快適なまち
- ⑥ 市民と行政がともにつくるまち

本計画の基本理念 ～めざすべき環境像～

里山から琵琶湖へ、
豊かな自然とくらしが調和するまち やす

2.2 基本目標と施策の方針

1) 国・県の環境政策の方向性

本計画の取組にあたって参考すべき上位の計画を見ると、国が平成24年4月に策定した第四次環境基本計画において、「持続可能な社会の構築」を基本的な理念としていますが、その中で、目指すべき持続可能な社会とは、人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減され、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会であるとしています。

また、滋賀県が平成26年10月に策定した第四次滋賀県環境総合計画において、目指すべき将来像として、「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会」の実現を掲げ、その実現のために「環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造」、「琵琶湖環境の再生と継承」、「低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現」を基本目標として定め、取組の方向性を示しています。

2) 野洲市の上位計画

本市のまちづくり全般に関する最上位計画である「第1次野洲市総合計画（改訂版）」（平成24年4月）においては、「豊かな自然と歴史に恵まれた にぎわいとやすらぎのあるまち」の実現のため、環境保全に関連する分野として「地域環境の保全と創造」、「ふるさとの景観の保全と創出」、「快適な居住環境の確保」、「道路ネットワークの整備」、「公共交通の利便性の向上」、「温暖化対策への取組」、「廃棄物の抑制とリサイクルの推進」、「市民活動の促進」などの施策を総合的に推進することとしています。

これら上位計画の理念や施策体系に鑑み、本計画では、「生活環境」、「循環型社会・低炭素社会」、「自然環境」及び「環境学習・市民活動」の各分野において基本目標を掲げ、施策を展開していくこととします。

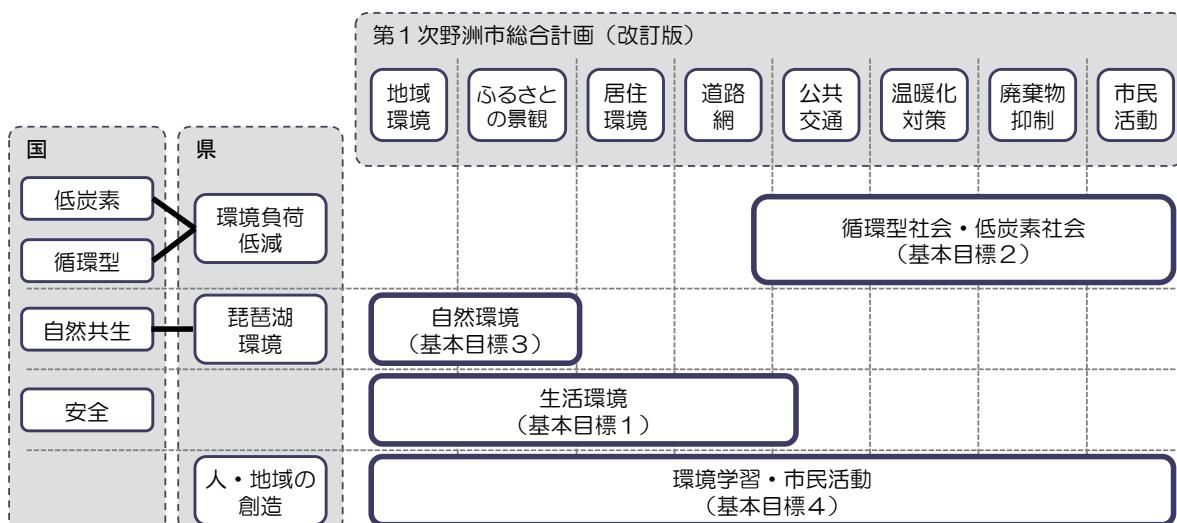


図 2.2.1 環境基本計画を構成する4つの基本目標

本計画では、基本目標を以下の4つとします。

基本目標1 安全で快適な生活環境づくり

市民（市民団体）・事業者・行政が、それぞれの立場で、環境へ大きな負荷をかけない生活や事業活動に心がけ、大気、水、悪臭など環境に対する負荷を少なくすることや不法投棄対策を推進するなど、安全で安心して暮らせる生活環境を守るまちとすることを目標とします。

基本目標2 循環型社会・低炭素社会づくり

不要な照明の消灯や、公共交通機関をできるだけ活用するなど、一人ひとりが出来ることから取り組みます。また、省エネルギーの普及啓発や資源循環などに積極的に取り組んでいくことにより、環境に優しい、新しいライフスタイルへの転換を図り、資源やエネルギーを大切にし、エコな暮らしを実現するまちとすることを目標とします。

基本目標3 里山から琵琶湖へつながる自然環境づくり

私たちのまちは、里山から琵琶湖へつながる豊かな自然環境に恵まれています。その中心には里山を水源とする家棟川が流れ、琵琶湖へ注ぎ、その流域は市域とほぼ重なっています。この山から湖へつながる流域では、多くの生きものが生息し、私たちも自然の恵みを受けて暮らしています。この野洲市ならではの自然環境を保全し、生物多様性を育み、人と自然が調和する自然環境づくりを推進していくことを目標とします。

基本目標4 環境学習の推進による市民活動の促進

市民（市民団体）・事業者・行政が環境保全や生物多様性の確保などに関する意識を高めるために、さまざまな場所で環境教育や環境学習が行われるとともに、それぞれの立場から積極的に行動し、普及に努めるなど、常により良い環境づくりのために活動します。そして、これらの各活動がネットワークとしてつながっていくことにより、だれもが環境保全に参加するまちとすることを目標とします。

本計画の4つの基本目標は互いに密接な関わりを持っており、すべての分野においてバランス良く取組を進めていく必要があります。

とりわけ「4.環境学習の推進による市民活動の促進」は環境保全を担う人づくりの面を持っているため、本市においても積極的に取り組むべき目標と考えています。

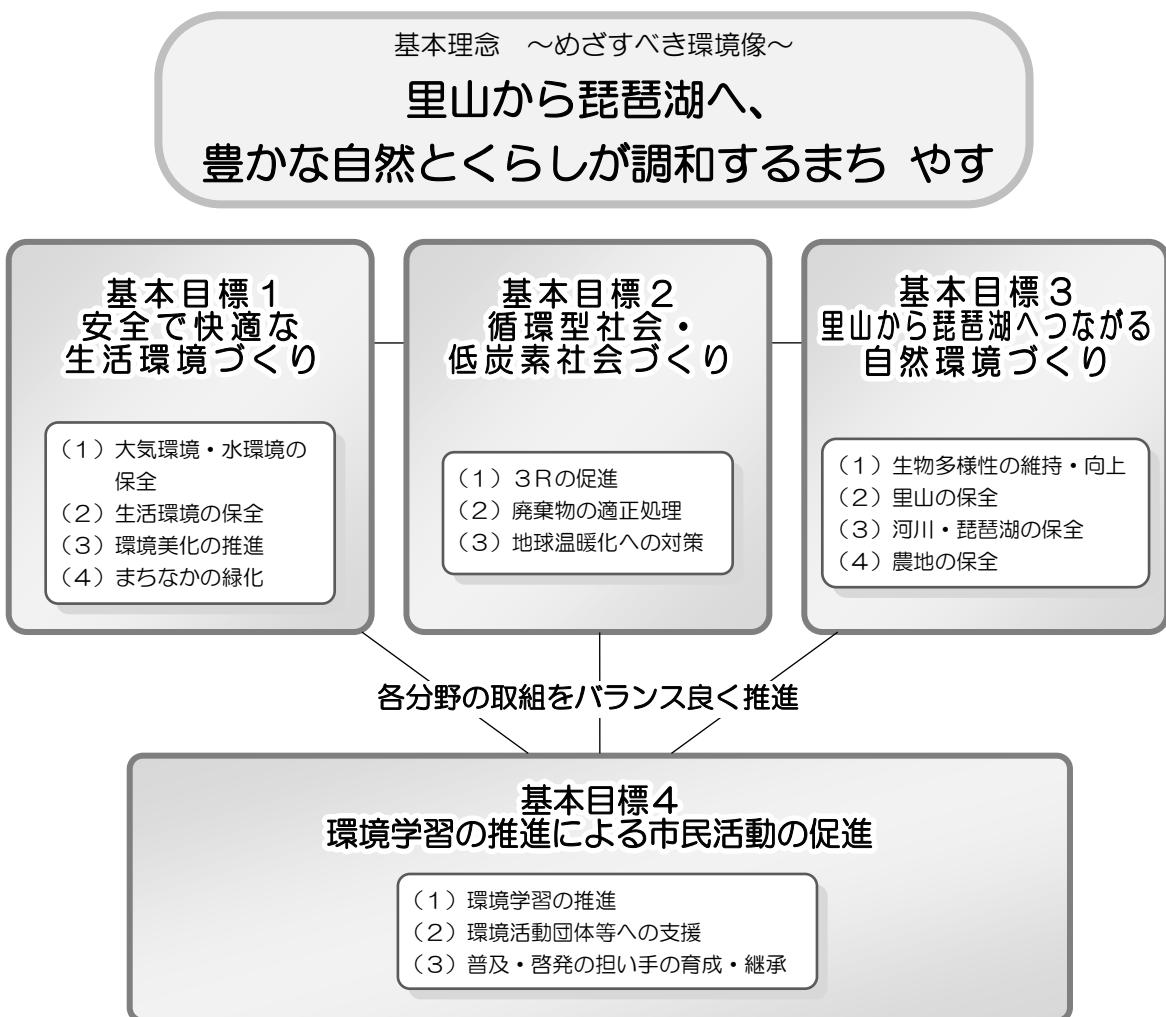


図 2.2.2 本計画の4つの基本目標における相互の関わり

第3章 目標達成のための施策の展開

本計画の4つの基本目標について、それぞれ以下のように施策の方向性を定め、施策を展開していきます。

また、第1次計画を継承するものとして整理したプロジェクトを「重点プロジェクト」とし、市民（市民団体）、事業者、行政の協働による複合的な取組のもとで、本計画を牽引する重要な要素として各分野に位置づけています。

	【施策の方針】	【施策の内容】	【施策の取組】	【関連する重点プロジェクト】
安全で快適な生活環境づくり 基本目標1	(1) 大気環境・水環境の保全	大気・水質の把握と情報発信	大気環境・水環境の監視 環境情報の発信 排出規制・指導	① 健康で快適なくらしを守るプロジェクト ② きれいなまちを守るプロジェクト ③ まちなかの縁づくりプロジェクト
	(2) 生活環境の保全	騒音・振動の防止 悪臭および土壤汚染対策	騒音・振動の監視・規制・指導 開発行為に関する助言・指導	
	(3) 環境美化の推進	不法投棄対策・美化活動の促進	不法投棄対策 環境衛生対策	
	(4) まちなかの緑化	緑の保全と創造	公園整備・維持管理 緑化推進	
循環型社会・低炭素社会づくり 基本目標2	(1) 3Rの促進	ごみの資源化の促進、ごみの分別の徹底	3Rの普及 グリーン購入推進	④ ごみの資源化プロジェクト
	(2) 廃棄物の適正処理	適正処理の推進、ごみの減量化促進	分別収集の徹底	⑤ ごみ減量プロジェクト
	(3) 地球温暖化への対策	再生可能エネルギーや省エネルギーの推進	省エネ化の推進 再生可能エネルギーの導入推進 交通分野でのCO ₂ 排出抑制の推進	⑥ 地球温暖化対策推進プロジェクト
里山から琵琶湖へつながる自然環境づくり 基本目標3	(1) 生物多様性の維持・向上	外来種対策・希少生物の保護	生育・生息環境の保全 外来生物対策	⑦ みんなが親しむきれいな川づくりプロジェクト
	(2) 里山の保全	森づくりの促進、森林資源の活用促進	里山の環境保全	⑧ 里山を守り育てるプロジェクト
	(3) 河川・琵琶湖の保全	水環境の保全推進	河川の浄化対策 湖岸の保全 ヨシ群落再生 ビワマス遡上対策	⑨ びわ湖を守ろうプロジェクト
	(4) 農地の保全		環境保全型農業の推進 環境保全型農業 有害鳥獣対策	⑩ 環境にやさしい農地の活用プロジェクト
環境学習の推進による市民活動の促進 基本目標4	(1) 環境学習の推進	ライフステージに応じた環境学習の充実	学習機会の拡大 エコスクールの推進 地域での環境学習の充実	⑪ みんなで環境学習プロジェクト
	(2) 環境活動団体等への支援	学び場の提供や活動情報の発信	地域等での環境学習の支援 重点プロジェクトへの支援 自発的な活動の誘導・促進	⑫ 環境活動支援プロジェクト
	(3) 普及・啓発の担い手の育成・継承	活動団体・活動指導者と市民とを結びつける体制整備	協働の推進 人材の育成	

3.1 基本目標1 安全で快適な生活環境づくり

3.1.1 生活環境に関する現状と課題

■大気環境の現状

概ね良好な大気環境に恵まれていますが、夏季などに光化学スモッグが発生することがあります。また、局地的には不適正な野焼きなどによる悪臭などの苦情も見られます。

- 課題**
- 環境監視及び情報の共有
 - 不適正な野焼きは違法であるということの認識の向上・指導の徹底

■騒音・振動環境の現状

市民の生活空間は概ね静穏が保たれていますが、幹線道路の沿道では一部の区域で騒音が環境基準を超えていました。また、建設解体工事などによる苦情も発生しています。

- 課題**
- 環境監視及び指導の徹底
 - 工事騒音、近隣騒音等の迷惑防止のための啓発の徹底

■水・土壤環境の現状

公共用水域の水質は概ね良好に保たれていますが、流量の少ない河川では、滞留等に伴う水質悪化が見られます。

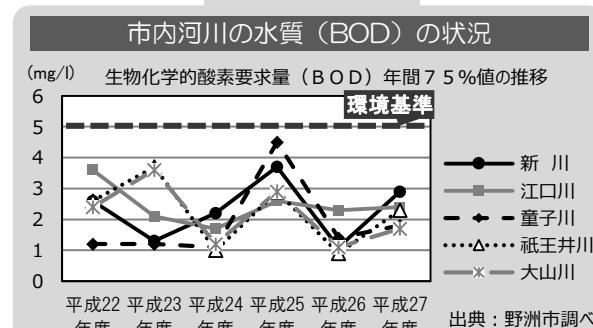
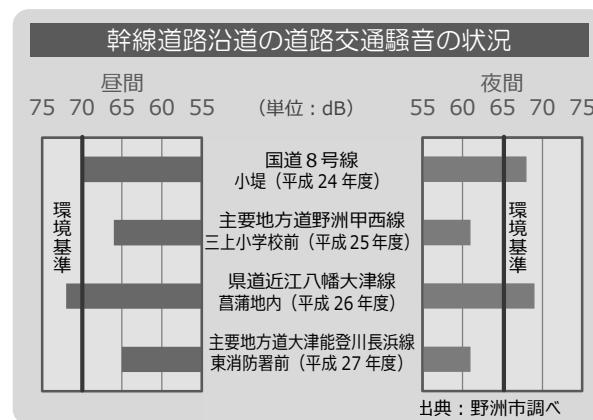
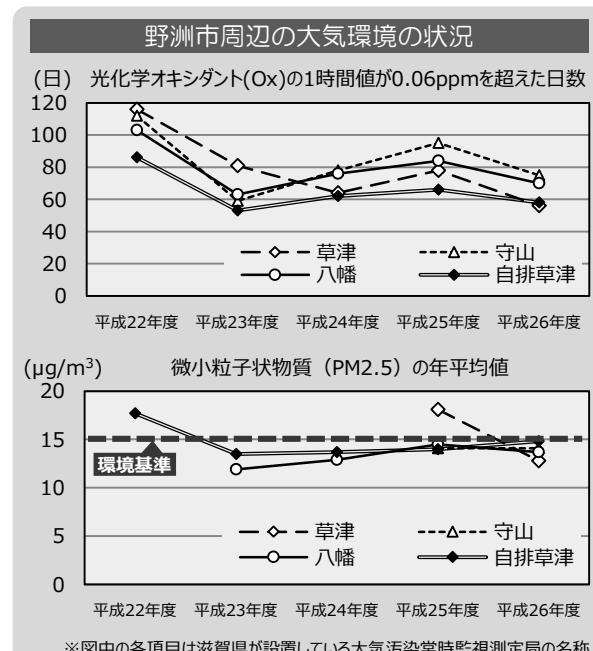
- 課題**
- 水質の監視、排水対策等の徹底
 - 土壤汚染の未然防止

■まちの清潔さの現状

ごみを不法投棄する人によって、まちの美観が損なわれ、自然環境にも大きな影響を与えています。

また、近年増加傾向にある空家・空地での雑草の繁茂やごみの不法投棄等の環境衛生上の問題が散見されます。

- 課題**
- ポイ捨てや不法投棄の防止
 - 空家・空地の適正管理



3.1.2 施策の内容

1) 大気環境・水環境の保全

化学物質汚染等による公害から市民の健康・生活を守るための施策を推進します。

施策の取組	内容	担当課
大気環境・水環境の監視	○大気環境の監視を継続するとともに、事業所等からの大気汚染物質・アスベスト・悪臭の排出規制と対策の指導強化を図ります。	環境課
	○河川・地下水の水質汚濁の監視体制を充実します。	環境課
環境情報の発信	○市が実施する環境調査結果について、インターネット等により公開します。	環境課
	OPM2.5 や光化学スモッグなど大気汚染物質等について、情報を収集・発信します。	環境課
排出規制・指導	○事業所排水について規制及び指導するとともに、公共下水道整備・合併処理浄化槽の普及を図ります。	環境課 上下水道課
	○事業所等におけるダイオキシン類対策、化学物質の適正管理について指導します。	環境課

2) 生活環境の保全

豊かな自然を守り、暮らしやすい住環境を実現するための施策を推進します。

施策の取組	内容	担当課
騒音・振動の監視・規制・指導	○住環境の騒音を監視するとともに、自動車などからの騒音・振動も監視します。	環境課
	○事業所及び建設工事による騒音・振動の規制・指導を行います。	環境課
開発行為に関する助言・指導	○土壤に関する届出制度の運用について指導します。	環境課

3) 環境美化の推進

清潔で美しいまちづくりのために、不法投棄等の対策を推進します。

施策の取組	内容	担当課
不法投棄対策	○清潔で美しいまちを守るため、監視パトロールを実施するなど、不法投棄対策を推進します。	環境課
環境衛生対策	○ペットの適正な飼養の啓発、空家・空地の適正管理の指導を行い、環境衛生対策を推進します。	環境課 生活安全課

4) まちなかの緑化

身近な憩いの場として、まちなかの緑を増やすための施策を推進します。

施策の取組	内容	担当課
公園整備・維持管理	○河川緑地、農村公園、児童遊園などの緑地を保全するとともに、植樹や花壇の整備などにより新たな緑地の創出に努めます。	都市計画課 農林水産課
緑化推進	○公共施設の緑地を保全し、緑の創出に努めます。	総務課 環境課

3.1.3 進捗評価のための指標

項目	指標	現況	目標
大気環境	大気汚染に係る環境基準の達成状況 ※NO ₂ , SO ₂ , SPM (三上小学校、駅前北自治会館前、小堤、七間場)	環境基準を達成	維持
水環境	公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の達成状況 ※環境基準の類型指定河川(C類型:新川、江口川、童子川、祇王井川、大山川)のBOD	環境基準を達成	維持
排出規制・指導	環境保全協定締結事業所数	91 % (107件) (平成27年度)	100 %
公害苦情	典型7公害に係る公害苦情の件数	44件 (平成23~27年度の平均)	減少
環境美化	ごみの不法投棄件数 ※廃棄物不法投棄監視員巡回報告	214件 (平成23~27年度の平均)	減少
緑化	市民一人当たりの都市公園面積 ※野洲市都市公園条例を参照	8.07 m ² (平成27年度)	10 m ²
	河辺林保全活動実施回数・参加者数(のべ)	33回・404人 (平成23~27年度の平均)	維持

[関連する主要プロジェクト]

① 健康で快適なくらしを守るプロジェクト	24頁参照
② きれいなまちを守るプロジェクト	25頁参照
③ まちなかの緑づくりプロジェクト	26頁参照

3.2 基本目標2 循環型社会・低炭素社会づくり

3.2.1 廃棄物及び地球温暖化に関する現状と課題

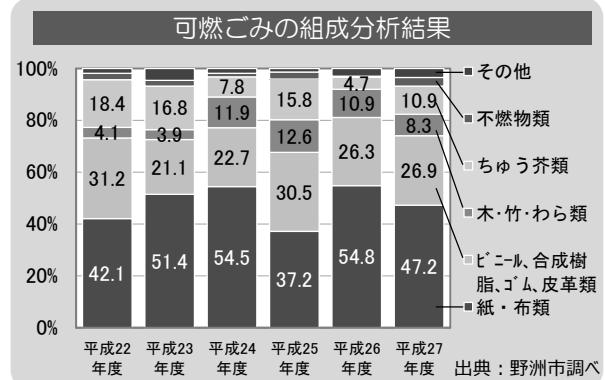
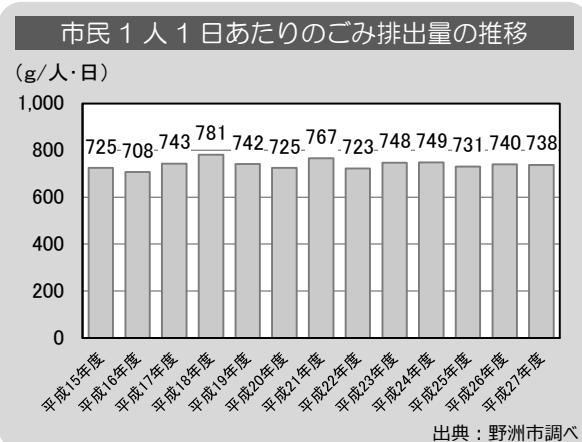
■廃棄物の現状

本市の市民1人1日あたりのごみ排出量は、ここ10年の間は横ばいで推移しています。平成28年度から適用する「野洲市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」では、ごみの減量・資源化対策について、これまでの実績を踏まえて実効性のある目標数値に見直しました。

また、クリーンセンターの更新を契機にプラスチック容器類を焼却し、熱エネルギーとして回収するほか、小型家電リサイクルを導入し、資源化にも積極的に取り組んでいます。

一方、可燃ごみに紙類等が多く含まれるなど、雑がみ類の回収率向上が課題となっています。また、事業所からのごみの排出量も増加傾向にあるため、今後さらなる分別意識の促進が求められます。

課題 ○家庭・事業所等からのごみの排出量の抑制



■地球温暖化の現状

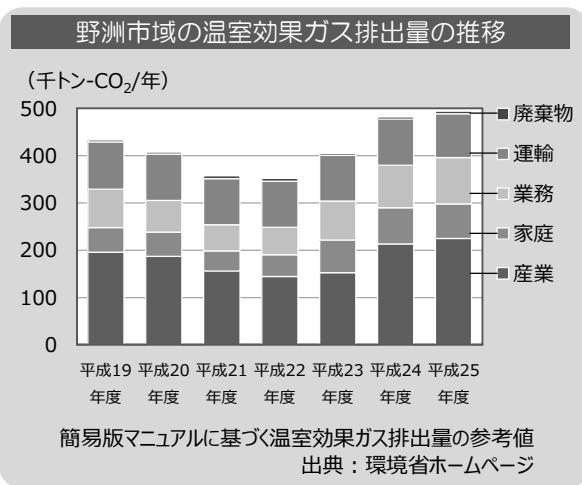
地球温暖化が進行すると、動植物の本来の生息域が消失するなど生態系への深刻な影響が発生するほか、農作物等の収穫量の減少や、集中豪雨などの気象災害リスクなど、さまざまな問題を引き起こします。

地球温暖化を防止するための温室効果ガスの排出削減は世界共通の課題であり、日本では「2030年までに2013年度(平成25年度)比26%削減」の目標を掲げ、これを実現していくこととしています。

滋賀県においても平成24年に「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」を策定し、省エネ製品や再生可能エネルギーの導入促進、省エネ行動の励行などに重点的に取り組むこととしています。

本市においては、省エネに関する啓発活動を行っていますが、温室効果ガス排出量を削減するには至っておらず、市民生活や事業活動における更なる省エネ化が求められています。

課題 ○家庭や事業所における省エネルギー化、再生可能エネルギー導入の普及促進
○交通分野におけるCO₂の排出削減



3.2.2 施策の内容

1) 3Rの促進

「野洲市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、3R[リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）]を推進します。

施策の取組	内容	担当課
3Rの普及	○3Rの普及を図るため、過剰包装の削減、マイバッグの持参、ごみの減量化、粗大ごみの再使用を推進します。	環境課
グリーン購入推進	○グリーン購入を推進するため、市が率先して施策に取り組みます。また、家庭・事業所においてもグリーン購入を推進し、社会への浸透を図ります。	環境課

2) 廃棄物の適正処理

「野洲市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、ごみの分別収集や減量の取組と啓発を推進します。

施策の取組	内容	担当課
分別収集の徹底	○ごみの再資源化を推進するため、分別の徹底や新たな資源化の推進、収集体制の効率化を図ります。	クリーンセンター 環境課

3) 地球温暖化への対策

市域での省エネ化、再生可能エネルギーの導入推進を牽引するため、市で率先して実行するとともに、普及啓発を図ることでCO₂の削減を推進します。

施策の取組	内容	担当課
省エネ化の推進	○公共施設や家庭・事業所における省エネ化を推進します。 ○市民・事業者に対し節電の呼びかけを行います。	環境課
再生可能エネルギーの導入推進	○ごみの焼却に伴う熱エネルギーの場内利用及び余熱利用施設への熱供給を行い、焼却熱の有効利用を行います。	クリーンセンター
交通分野でのCO ₂ 排出抑制の推進	○歩行や自転車・公共交通機関の利用の普及啓発を行うとともに、快適な道路の整備により、自動車排出ガス等の環境負荷の低減をめざし、人と環境にやさしい交通社会を推進します。 ○市民・事業者に協力を呼び掛け、エコドライブ講習会等を通じて自動車排出ガスの抑制を推進します。 ○国道8号バイパスの早期実現に向けて国・県と共に取り組みます。	生活安全課 道路河川課 都市計画課 環境課 環境課 国県事業対策室

3.2.3 進捗評価のための指標

項目	指標	現況	目標
3Rの促進	1人あたりの一般廃棄物の排出量 ※一般廃棄物処理計画における目標を参照	738 g/人・日 (平成27年度)	703.5 g/人・日 (平成36年度)
	リユースステーション利用者数 (リユース物品無償譲渡会参加者数)	121人 (平成27年度)	維持
	市内で回収した廃食油のリサイクル率	100 % (平成27年度)	100 %
再生可能エネルギー	クリーンセンターのサーマルリサイクル熱回収率 ※熱回収量/熱発生量	—	10 %以上
交通分野でのCO ₂ 排出抑制	エコドライブ講習参加者数(のべ)	15人 (平成27年度)	増加
	コミュニティバス年間利用者数	52,718人/年 (平成27年度)	増加

[関連する主要プロジェクト]

④ ごみの資源化プロジェクト	27頁参照
⑤ ごみ減量プロジェクト	28頁参照
⑥ 地球温暖化対策推進プロジェクト	29頁参照



エコドライブ講習会

1 ふんわりアクセル「eスタート」

2 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転

3 減速時は早めにアクセルを離そう

4 エアコンの使用は適切に

5 ムダなアイドリングはやめよう

6 淀滞を避け、余裕をもって出発しよう

7 タイヤの空気圧から始める点検・整備

8 不要な荷物はおろそう

9 走行の妨げとなる駐車はやめよう

10 自分の燃費を把握しよう

**エコドライブ
10のすすめ**

エコドライブ普及連絡会策定

出典：エコドライブ普及推進協議会(<http://www.ecodrive.jp/>)

3.3 基本目標3 里山から琵琶湖へつながる自然環境づくり

3.3.1 自然環境に関する現状と課題

■河川・琵琶湖の保全の現状

家棟川流域における生態調査では、多くの魚種数が確認されており、特にビワマスなど貴重な固有種も生息しています。この多様な生態系を後世に残すため、水質の保全、生息環境の維持・整備が課題となっています。

こうしたことから、水辺の生態系を保全するため、琵琶湖岸や家棟川流域を中心として清掃活動やヨシ群落の再生など活発な環境保全活動が展開され、川への不法投棄が減少するなど一定の効果が現れています。さらに水辺環境を活かした環境体験イベントや学習会は、多くの市民が参加する活動として定着しています。特に本市の特徴的な取組として、川の自然と環境問題を学習する「家棟川工コ遊覧」は、水辺環境への関心を高める取組として表彰されるなど、注目を集めています。

また、豊かな恵みを与えてくれる琵琶湖は、その水源となる里山等で生成された窒素やミネラルなどを含む良質な水が時間をかけて川へ流れ出したもので、水のつながりにおいて里山は琵琶湖の生態系にも大きく関わっています。このように「山」「川」「湖」をつなぐ水の循環の中で、環境問題と一緒に考えようと、漁業関係者が中心となって、「漁民の森づくり」事業の取組による植樹活動が行われています。



水辺の清掃活動



家棟川工コ遊覧



漁民の森づくり

- | | |
|----|--|
| 課題 | ○ビワマスなど貴重な固有種やその他の在来生物の生息環境の整備・保全
○外来種による生態系への影響の抑止 |
|----|--|

■里山の保全の現状

本市は区域の約15%を山林が占め、市民生活の身近な場所に三上山をはじめとする里山が広がっています。

これらの里山は、人の手により適切に管理されなければ、笹や木が鬱蒼と茂る薄暗い林に変わってしまい、多くの動植物の生育・生息環境が維持できなくなります。手入れされず荒廃した山林は倒木などの危険が増すだけでなく、シカやイノシシなどの動物が生きていけず平地に出没する要因にもなります。

こうしたことから、里山を健全な状態に保つため、市民ボランティア等が中心となって、定期的に里山保全活動が実施されており、さらに森づくり塾など実践的な講座を受講する市民も増えています。

里山を活かした市民や子ども向けの自然体験も継続的に実施されており、参加者を増加させる取組が行われています。

- 課題**
- 森林の有する公益的機能の回復
- 活動の担い手の育成



森づくり塾



里山自然体験学習



魚のゆりかご水田

■農地の保全の現状

本市は区域の約4割を田畠が占め、農地の存在や農業の営みは、食料生産のみならず生態系や広がりのある豊かな景観の維持においても大きな役割を果たしています。

本市では、安全で安心な農産物を消費者に供給するとともに、環境と調和のとれた農業を実践する「環境こだわり農業」や、生態系に配慮した「ゆりかご水田」を推進し、農地の保全を通じて自然環境の多様性の維持・向上に努めています。

また、こうした環境保全型農業を推進するとともに、地球温暖化に伴う気温の変化に強い米の新品種を導入し農業の活性化を図るなど、すぐれた農地環境を保全するための多面的な取組が行われています。

- 課題**
- 農業者の環境に対する意識の醸成

3.3.2 施策の内容

1) 生物多様性の維持・向上

野洲市にもともと生育・生息する野生生物を保護し、多様な生態系を維持するための施策を推進します。

施策の取組	内容	担当課
生育・生息 環境の保全	○ゆりかご水田による生物の生息環境の整備を推進します。	農林水産課
	○生物多様性の基盤となっている山・川・琵琶湖の自然環境の保全により、生物多様性の維持・向上を図ります。	環境課 農林水産課
外来生物対策	○本来の生態系を形成する在来生物の生活を維持するため、外来生物対策を推進します。	

2) 里山の保全

野生生物の貴重な生育・生息環境であり、琵琶湖の源でもある山林を適正に保全するため、森づくり、森林資源の活用促進などの施策を推進します。

施策の取組	内容	担当課
里山の環境保全	○水循環機能の保全と向上のため、里山の水源涵養機能の向上をめざし、残された貴重な樹木等の保全と里山の整備を推進します。	環境課 農林水産課

3) 河川・琵琶湖の保全

多様な生態系に配慮し、好ましい水循環を維持するための施策を推進します。

施策の取組	内容	担当課
河川の浄化対策	○琵琶湖に流入する河川の水質浄化を図るため、生活排水等による汚濁負荷の削減や生態系に配慮した多自然の川づくりにより、河川の浄化機能を高め、水辺環境の保全に取り組みます。	環境課 道路河川課 上下水道課
	○琵琶湖岸の砂浜侵食防止対策を実施し、湖岸の環境保全に取り組みます。	環境課
	○琵琶湖の水質浄化作用を向上させるとともに、水生生物の生息環境を保全するため、湖岸等におけるヨシ群落の再生を推進します。	環境課
ヨシ群落再生	○琵琶湖の水質浄化作用を向上させるとともに、水生生物の生息環境を保全するため、湖岸等におけるヨシ群落の再生を推進します。	環境課
ビワマス遡上対策	○ビワマスの生息状況を把握し、家棟川及び支流において生息に適した環境づくりを推進します。	環境課 道路河川課 農林水産課

4) 農地の保全

化学肥料に頼らない環境に配慮した農業、有害鳥獣対策を推進します。

施策の取組	内容	担当課
環境保全型農業	○「野洲市農業振興計画」に基づき、環境に配慮した農業技術の普及と地域資源を有効利用し化学肥料を低減した環境保全型農業を推進します。	農林水産課
有害鳥獣対策	○イノシシやサル、カラスなどの野生鳥獣による農業や林業への被害を防止するための対策に取り組みます。	農林水産課

3.3.3 進捗評価のための指標

項目	指標	現況	目標
里山の保全	里山保全活動実施回数、参加者数（のべ）	29回・346人 (平成23~27年度の平均)	維持
	里山学習会・体験イベント等実施回数、参加者数（のべ）	16回・511人 (平成23~27年度の平均)	維持
河川・琵琶湖の保全	河岸・湖岸清掃活動実施回数、参加者数（のべ）	10回・213人 (平成23~27年度の平均)	維持
	環境学習会・体験イベント等実施回数、参加者数（のべ）	53回・1,763人 (平成23~27年度の平均)	維持
環境保全型農業	有機農業栽培面積	25ha (平成27年度)	維持
	環境こだわり農産物の栽培面積	997ha (平成27年度)	維持

[関連する主要プロジェクト]

⑦ みんなが親しみきれいな川づくりプロジェクト	30頁参照
⑧ 里山を守り育てるプロジェクト	31頁参照
⑨ びわ湖を守ろうプロジェクト	32頁参照
⑩ 環境にやさしい農地の活用プロジェクト	33頁参照

3.4 基本目標4 環境学習の推進による市民活動の促進

3.4.1 環境学習や市民活動に関する現状と課題

■環境学習の現状

学校教育における環境学習は、自然のフィールドを活用した体験学習や、学校授業内の出前講座の取組などを実施しています。

地域や事業所においても地球温暖化対策など、環境問題の解決に向けてより一層、環境に配慮した行動が実践されるよう、そのきっかけづくりとして多様な環境学習の機会を提供する必要があります。

- 課題 ○環境に関する情報発信
- 市民に身近なアドバイザーの育成
- 自発的な環境活動を促すきっかけづくり



小学校の社会科と連携した環境学習の様子



ショッピングモールでの環境啓発人形劇

■市民の現状

市内では多くの市民活動団体があり、第1次計画のプロジェクトを中心に、市民主体で環境への取組が積極的に実施されています。

一方、各団体においては活動を担う人材の拡がりが進まず、メンバーの固定化や高齢化などの問題が現れつつあります。

そのため、新たに幅広い担い手の参入を促し育成するとともに、各団体が個別に活動している例も多いことから、横のつながりを強化することによって、良好な事例を吸収したり、他分野の知識を習得したりする機会を増やすなど、より良い活動につなげていく支援が求められています。

- 課題 ○活動主体間の連携
- 活動の後継者の育成
- 情報の共有や人材の橋渡し



ごみの資源と減量に関する活動団体
合同での先進事例視察研修

3.4.2 施策の内容

1) 環境学習の推進

市民等が環境に関する意識を高めるため、ライフステージに応じた学習の機会を充実していきます。

施策の取組	内容	担当課
学習機会の拡大	○子どもから大人まで生涯にわたって身近な環境から地球環境について学び、環境保全に関する意欲を向上し、技能・知識を習得できる機会を増やします。	環境課 学校教育課 生涯学習スポーツ課
	○自然体験等を通じて、自然や命を大切にする感性を育むことをめざします。	
エコスクールの推進	○小中学校で環境に対する关心や知識を深めることを目的に教科学習や校外活動を推進します。	学校教育課 環境課
地域での環境学習の充実	○地域で環境学習に関わる市民、事業者、市民団体と連携して環境学習の充実を図ります。	環境課 生涯学習スポーツ課

2) 環境活動団体等への支援

地域や学校、職場等での環境活動や環境学習を充実するため、情報発信や団体間の連携など、必要な施策を推進します。

施策の取組	内容	担当課
地域等での環境学習の支援	○家庭や学校、地域、職場などの環境学習の支援と充実を図るため、人材の育成と活用、教材・プログラム及び環境情報の発信を行います。	環境課 学校教育課 生涯学習スポーツ課
重点プロジェクトへの支援	○異なる分野における環境活動を連携して進めていくため、情報の共有や相互の協力体制づくりを支援します。	環境課
	○重点プロジェクトを推進するにあたり、専門家等によるアドバイスの提供を図ります。	環境課
自発的な活動の誘導・促進	○事業者の環境保全に対する意欲高揚を図り、企業の社会的責任(CSR)を紹介し、継続的な環境保全・環境配慮行動を促します。	環境課 商工観光課
	○市民や事業者、市民団体等が環境保全活動に取り組むきっかけづくりを支援します。	

3) 普及・啓発の担い手の育成・継承

地域や学校、職場等において、良好な環境の保全についての普及啓発や活動の担い手となる人材の育成を図ります。

施策の取組	内容	担当課
協働の推進	○環境に関わる各施策の推進にあたっては、広く市民・事業者・市民団体並びに大学等の参加を求め、協働による推進を図ります。	環境課
人材の育成	○環境講座を依頼できる人材の育成や、環境関連イベントの担い手の育成を図ります。	環境課

3.4.3 進捗評価のための指標

項目	指標	現況	目標
学習機会	出前講座等(省エネ・リサイクル関連)実施回数、参加者数(のべ)	17回・642人 (平成23~27年度の平均)	継続
環境活動への支援	クリーンセンターの市民活動拠点における市民活動等実施回数	—	年1回以上
	HP情報発信数	—	月1回

[関連する主要プロジェクト]

⑪ みんなで環境学習プロジェクト	34頁参照
⑫ 環境活動支援プロジェクト	35頁参照

第4章 重点プロジェクト

市民、事業者、行政の協働により、本計画を推進・実行する重要な取組として、「重点プロジェクト」を掲げています。

「重点プロジェクト」は、第1次計画において取り組んできたプロジェクトを継承しつつ、①社会情勢の変化に応じた新たな視点を追加、②重複事業の統合により実効性を高める、③良好で持続可能な取組を継承、④積極的な事業連携の推進 の考え方により、整理したものです。

表 4.1.1 プロジェクト一覧

分野	プロジェクト名称	第1次計画での名称
生活環境	① 健康で快適なくらしを守るプロジェクト	・事業所環境保全取り組み向上プロジェクト
	② きれいなまちを守るプロジェクト	・なし（新規プロジェクト）
	③ まちなかの緑づくりプロジェクト	・まちなかの緑ボリュームアップ大作戦 ・河畔林の再生 ・鎮守の森再生
循環型社会 ・ 低炭素社会	④ ごみの資源化プロジェクト	・天ぷら油を捨てずにエネルギー（BDF）化しよう ・お得で楽しいリユースステーションをつくろう
	⑤ ごみ減量プロジェクト	・ごみを出さない売り方・買い方が広がるまち ・生ごみ資源化システムづくり
	⑥ 地球温暖化対策推進プロジェクト	・一人ひとりが自動車社会を見直す「エコドライブ活動」 ・バス利用大作戦 ・自動車を利用しなくても、安心安全安価でクリーンな市内移動が楽しめる交通体系整備
自然環境	⑦ みんなが親しむきれいな川づくりプロジェクト	・「おらが川」人が親しめるきれいな川づくり
	⑧ 里山を守り育てるプロジェクト	・野洲の里山の自然に触れよう、知ろう ・野洲の自然を次世代につなぐ「自然案内人」を増やそう ・山の木を活用し、市民の手で野洲の山を守ろう ・三上山をはじめとする、野洲ならではの景観を守り育てよう
	⑨ びわ湖を守ろうプロジェクト	・葦地帯をみんなで増やそう ・琵琶湖を身近なものにしよう ・内湖の復活で琵琶湖を守ろう
	⑩ 環境にやさしい農地の活用プロジェクト	・環境保全型農業推進計画
環境学習 ・市民活動	⑪ みんなで環境学習プロジェクト	・みんなで進める環境学習 ・「環境共育支援ネットやす」の設立と運営 ・きらりと光る野洲の自然、まち、人応援プロジェクト
	⑫ 環境活動支援プロジェクト	・「こんなエコな店あるよ！」ガイドブック作成事業 ・「環境共育支援ネットやす」の設立と運営 ・きらりと光る野洲の自然、まち、人応援プロジェクト

4.1 基本目標1 生活環境関連の重点プロジェクト

① 健康で快適なくらしを守るプロジェクト

方針	大気環境・水環境の保全 生活環境の保全
具体的な取組	<p>■大気・水質の把握と情報発信</p> <p>市民生活の安全性に直結する大気環境や水環境について、最新の調査データや有益な環境情報などを、迅速かつ積極的に提供していきます。</p> <p>○大気、水質、騒音、振動などについて、継続的に環境測定や調査（モニタリング）を行い、その結果を公表します。</p> <p>○光化学スモッグやPM2.5などの健康への影響が懸念される情報を収集・発信します。</p> <p>■事業所における環境配慮の取組の拡大</p> <p>事業所からの有害物質等の排出抑制と環境保全の取組、地域環境の保全を推進するため、自主的な情報共有化の取組として、環境保全協定や事前確認等を推進します。</p> <p>○工場周辺の生活環境を守るために、環境保全協定の推進を図ります。</p> <p>○事業所向けに環境保全に係る関連法令や管理技術の情報発信（環境メールマガジン）や環境研修会の開催などについて取り組みます。</p>  <p>事業所向け環境研修会</p>
【参考】 市民・事業所等の環境配慮指針	<p>■市民の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none">・自動車は低排出ガス車、低燃費車を選択。・できるだけ公共交通や自転車を利用する。・自動車を運転する時はエコドライブを心がける。・野焼きをしない。・油や食べかすなどを水路や川に流さない。 <p>■事業所等の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none">・排水基準、大気汚染物質の排出基準、騒音の規制基準を守る。・低騒音型、低排出ガス型の機械を使用する。・有害物質、油類が漏えいしないよう適正に管理する。・農業においては、農薬や化学肥料の使用をできるだけ抑制する。・水田や畑から濁水が流出しないよう気をつける。・物流を集約化、共同化し、トラックを効率的に使用する。・環境マネジメントシステムを導入する。

② きれいなまちを守るプロジェクト

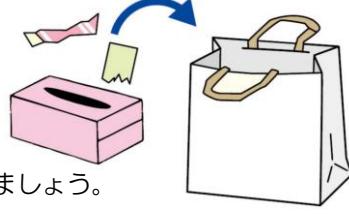
方針	<p>環境美化の推進</p> <p>■不法投棄対策</p> <p>不法投棄をなくすため、不法投棄監視員の設置、クリーンパトロールを継続して行います。</p> <p>○不法投棄の監視、パトロールを行うと共に、散在性のごみや放置自転車などが出ないよう啓発に取り組みます。</p> <p>■美化活動の推進</p> <p>自治会、事業所、市民団体等の清掃活動を支援します。</p> <p>○自治会や市民団体の自主的な美化活動や、ごみゼロ大作戦・県下一斎清掃などの美化活動に取り組みます。</p> <p>○市民や事業所によるボランティア清掃活動を支援し、まちの美観の維持・向上に取り組みます。</p>
具体的な取組	 <p>ごみゼロ大作戦</p> <p>■市民の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の清掃活動などに参加する。 ・決まった日時以外にごみを出したりごみを放置したりしない。 ・他人のポイ捨てを誘発しないよう、地区内のごみを撤去し、きれいに保つ。 ・自転車やバイクを路上に違法に放置しない。 <p>■事業所等の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の清掃活動などに参加する。 ・他人のポイ捨てを誘発しないよう、ごみの集積場所等の管理を徹底する。 ・従業員や来店客の自転車等が路上に違法に放置されないように配慮する。
【参考】市民・事業所等の環境配慮指針	

③ まちなかの緑づくりプロジェクト

方針	まちなかの緑化
具体的な取組	<p>■緑の保全と創造 民有地、公園、河川等において、市民、事業所、市民団体の緑化活動を推進します。</p> <p>○住宅や事業所の敷地内に一定の緑地を設け、都市部の緑化を図ります。 ○市民の憩いの場となる公園にある樹木等を、良好な状態で維持します。 ○野洲川河辺の森林を保全し、市民による森づくりを支援します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"><div style="text-align: center;"><p>野洲川自然林（河辺林）観察会</p></div><div style="text-align: center;"><p>樹木の管理と剪定に関する講習会</p></div></div>
【参考】 市民・事業所等の環境配慮指針	<p>■市民の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none">家の周りや身近な場所で緑を育てる。街路樹の手入れや花づくり、公園の下草刈りなど、身近な緑を管理する活動に参加する。市民による森づくり活動などに参加する。 <p>■事業所等の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none">敷地に植栽を行い、適切に管理する。敷地の除草や清掃を行う。開発行為や事業所の新設などの際は、「野洲市生活環境を守り育てる条例」に規定された植栽率の基準に基づき緑化を行う。市民による森づくり活動などに参加する。

4.2 基本目標2 循環型・低炭素社会関連の重点プロジェクト

④ ごみの資源化プロジェクト

方針	3Rの促進
具体的な取組	<p>■再使用の啓発 使用済みになっても、もう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用（リユース）するよう啓発します。</p> <p>○リユースの啓発と推進を図ります。 ○ごみ分別の目的を明確にし、資源化の向上に取り組みます。</p> <p>■ごみの資源化の促進 分別回収されたごみを資源として最大限活用します。</p> <p>○小型家電の回収による資源化の啓発及び推進を図ります。 ○廃食油を回収し、再生した製品を使用することでリサイクルに取り組みます。 ○可燃ごみに混入している「雑がみ」の資源化を推進します。</p>  <p style="text-align: right;">リユース譲渡会</p>
関連計画	野洲市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
【参考】市民・事業所等の環境配慮指針	<p>■市民の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壊れたものは修理して使う、不用になったものでも再使用するなど、ごみとならないよう心がける。 ・缶、びん、ペットボトル、古紙（雑紙）など資源として活用できるものは適正に分別し、排出する。 ・使用済みてんぷら油の回収に協力する。 <p>■事業所等の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品残さや家畜糞尿を堆肥化・飼料化し、利用する。 ・店舗では、資源となるパックやトレイ容器の店頭回収に努める。 ・修理しやすい製品、繰り返し使える製品、リサイクルしやすい製品を開発・販売する。  <p>雑がみも分別しましょう。</p>

⑤ ごみ減量プロジェクト

方針	廃棄物の適正処理
具体的な取組	<p>■適正処理の推進 事業所からの廃棄物の適正処理を進めます。</p> <p>○事業所から排出される事業系一般廃棄物の減量や適正な処理に取り組みます。</p> <p>■ごみの減量化推進 ごみの減量のため、購入から再資源化までのさまざまな場面でごみを抑制する啓発を推進します。</p> <p>○グリーン購入の啓発を図り、環境負荷軽減に配慮した商品を購入します。 ○ごみ分別の目的を明確にし、ごみ減量化に取り組みます。 ○生ごみ処理の減量に向けた啓発と支援を行います。</p>  <p style="text-align: right;">マイバッグ持参の呼びかけ</p>
関連計画	野洲市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
【参考】 市民・事業所等の環境配慮指針	<p>■市民の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包装が簡易な商品、容器が再使用できる商品、リサイクル商品を選ぶように心がける。 ・マイバッグを持参しレジ袋の使用を減らす。 ・食べられる量だけ買うなど、計画的に買い物をする。 ・生ごみ処理機やコンポスト容器などで生ごみを堆肥化する。 ・むやみにごみを増やさないライフスタイルについて家族で話し合う。 <p>■事業所等の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物、一般廃棄物を正しく分け、マニフェストを正しく運用する。 ・グリーン購入に務める。 ・無駄な印刷を抑制し、OA用紙の使用量を減らす。 ・一人ひとりの消費者に応じた量を提供できるよう、店舗では少量パックや量り売りを導入し、飲食店では食べ残しのないメニューの工夫をする。 ・梱包の簡略化、再使用などの工夫をする。 ・再生資源を用いた製品を開発・販売する。 ・消費者が環境に配慮した製品を選べるよう、原材料や産地などの環境情報の表示をする。

⑥ 地球温暖化対策推進プロジェクト

方針	地球温暖化への対策
具体的な取組	<p>■交通対策によるCO₂削減</p> <p>公共交通の利便性を向上するとともに、渋滞を緩和することで、自動車からのCO₂の排出削減を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○慢性化した道路渋滞を解消するため、国道8号バイパスの早期実現に向けて国・県と共に取り組みます。 ○市内循環バス（おのりやす）の利便性向上に取り組みます。 <p>■省エネルギーの推進</p> <p>ライフスタイルの見直し、エコドライブの推進により、省エネルギー化を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○身边に取り組める節電や省エネ推進の啓発を行います。 ○エコドライブの啓発により、CO₂排出削減に取り組みます。 <p>■未利用エネルギーの活用</p> <p>これまで使われていなかった熱エネルギーの利用を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○クリーンセンターのサーマルリサイクルによる余熱を有効利用します。
【参考】市民・事業所等の環境配慮指針	<p>■市民の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給湯器や家電を買い換えるときは、省エネ性能の高い製品を選ぶ。 ・住宅の新築・改修時には、窓や壁の断熱性を高めたり太陽光発電システムを導入したりするなど、省エネ性能の高い建物にする。 ・人のいない部屋の照明・エアコンを切る。 ・給湯やエアコンの温度を適切に設定するとともに使用時間を減らす。 ・環境家計簿などをつけ、エネルギーの使用量を見える化する。 ・自動車は低排出ガス車、低燃費車を選ぶ。 ・自動車の使用をできるだけ控え、公共交通や自転車を利用する。 ・自動車を運転する時はエコドライブを心がける。 <p>■事業所等の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーポレーティブシステム、ヒートポンプ等の高効率なエネルギーシステムを導入する。 ・太陽光発電等の再生可能エネルギーを導入する。 ・高効率な照明、電気機器等を導入する。 ・照明や電気機器の使用時間の管理、電源オフを徹底する。 ・エネルギー使用量を見える化する。 ・エネルギーマネジメントシステム（BEMS、FEMS等）を導入する。 ・省エネ研修・教育を実施する。

4.3 基本目標3 自然環境関連の重点プロジェクト

⑦ みんなが親しむきれいな川づくりプロジェクト

方針	<p>河川の保全 生物多様性の維持・向上</p>
具体的な取組	<p>■水環境・川の生きものの生息環境の保全 川の再生・保全を図り、人が安心して水と触れ合える環境づくりと在来生物が生息できる場所づくりを進めます。</p> <p>○琵琶湖固有種のビワマスが生息できる環境づくりを推進し、河川環境の保全に取り組みます。</p> <p>○生きもの観察会やエコ遊覧等を通じて、河川環境を知る機会を提供します。</p>
【参考】 市民・事業所等の環境配慮指針	<p> 家棟川エコ遊覧自然体験学習</p> <p> 家棟川水系生態調査</p> <p>■市民の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none">・川の清掃活動に参加する。・自然観察会などの活動に参加する。・市内の川に元から生息しない生物（外来魚やペットなど）を放流しない。・市内の川に元から生息する生物を大切にする。・環境負荷の少ない洗剤を選び、使う量に気をつける。 <p>■事業所等の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none">・川の清掃活動に参加する。・自然観察会などの活動に参加する。・一層の水質改善に取り組む。・農業においては、農薬や化学肥料の使用をできるだけ抑制する。・水田や畑から濁水が流出しないよう気をつける。・排水基準を守る。・有害物質、油類が漏えいしないよう適正に管理する。

⑧ 里山を守り育てるプロジェクト

方針	<p>里山の保全 生物多様性の維持・向上</p>
具体的な取組	<p>■里山づくりの推進 里山の保全活動、市民等への体験の機会づくりや啓発イベント等を推進します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>○良好な里山環境の整備及び生物多様性の保全を図ります。</p> <p>○里山の機能を理解するための情報提供やイベント等を行います。</p> </div> <p>■森林資源の活用促進 森林資源の活用を推進します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>○生産森林組合との連携により、森林資源の有効な活用を図ります。</p> </div>   <p>里山自然体験学習 里山保全活動</p>
【参考】 市民・事業所等の環境配慮指針	<p>■市民の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民による里山づくり活動などに参加する。 ・三上山など身近な森に出かけ、自然とふれあう。 ・外来種やペットを放さない。 <p>■事業所等の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民による森づくり活動などに参加する。 ・市産材を活用した住宅や事業所の建築・建設を行う。

⑨ びわ湖を守ろうプロジェクト

方針	琵琶湖の保全 生物多様性の維持・向上
具体的な取組	<p>■水環境の保全</p> <p>琵琶湖の水質浄化を推進するための活動や啓発を推進します。</p> <p>○ヨシ群落を復活させ、水質浄化や湖岸の侵食防止を図ります。</p> <p>○琵琶湖環境の保全意識を啓発するための活動を行います。</p> <p>○琵琶湖の現状や内湖の機能について調査研究し理解を深めたうえ、さまざまな琵琶湖環境の保全の方策を探ります。</p>  <p>ヨシ苗づくり活動 ヨシ植えイベント</p>
【参考】 市民・事業所等の環境配慮指針	<p>■市民の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none">・湖岸の清掃活動に参加する。・湖岸のヨシ群落再生などの活動に参加する。・琵琶湖に元から生息しない生物（外来魚やペットなど）を放流しない。・琵琶湖に元から生息する生物を大切にする。・環境負荷の少ない洗剤を選び、使う量に気をつける。・ヨットやカヌーなどで琵琶湖を体験し琵琶湖の環境に关心をもつ。・水田や畑から濁水が流出しないよう気をつける。 <p>■事業所等の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none">・湖岸の清掃活動に参加する。・湖岸のヨシ群落再生などの活動に参加する。・一層の水質改善に取り組む。・農業においては、農薬や化学肥料の使用をできるだけ抑制する。・水田や畑から濁水が流出しないよう気をつける。

⑩ 環境にやさしい農地の活用プロジェクト

方針	<p>農地の保全 生物多様性の維持・向上</p>
具体的な取組	<p>■環境保全型農業の推進 生態系への負荷が少なく、人に対しても安全安心な農業を推進します。</p> <p>○環境保全型農業やゆりかご水田など、環境に配慮した農産業を推進します。 ○エコファーマー農家を紹介し、環境にこだわった農産物を広めます。</p> <p>■有害鳥獣対策 有害鳥獣による農地への侵入防止等に取り組みます。</p> <p>○有害鳥獣の捕獲に取り組み、農産物被害の軽減を図ります。</p>  <p>魚のゆりかご水田 生きもの観察会</p>
関連計画	<p>野洲市農業振興計画</p>
【参考】 市民・事業所等の環境配慮指針	<p>■市民の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元産や有機栽培の農作物を購入・利用する。 ・稲わらのすき込みをする。 ・収穫祭などのイベントに参加する。 <p>■事業所等の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業においては、農薬や化学肥料の使用をできるだけ抑制する。 ・水田や畑から濁水が流出しないよう気をつける。 ・川の生きものが遡上し、生息できる水路づくり、水田づくりに取り組む。

4.4 基本目標4 環境学習・市民活動関連の重点プロジェクト

⑪ みんなで環境学習プロジェクト

方針	環境学習の推進 学習機会の提供
具体的な取組	<p>■ライフステージに応じた環境学習の充実</p> <p>子どもだけでなくあらゆる世代で、環境に関する意識を高められるよう、関係機関等と連携し、さまざまな環境情報に接することができる体制づくりや、環境学習プログラムの充実を進めます。</p> <p>○生涯にわたり、身近な環境から地球規模の環境まで、広く知識を習得する機会を増やし、市民が自ら環境保全に取り組む意欲の増進を図ります。</p> <p>○市民や事業者が環境学習を行うための、情報の共有化を図ります。</p> <p>○大学などの教育機関と連携し、普及啓発活動、調査研究活動を行います。</p>  <p>小学校における環境学習</p>
【参考】 市民・事業所等の環境配慮指針	<p>■市民の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none">・環境イベントや自然体験に参加する。・出前講座などに参加し、環境保全について考える。・環境にやさしいライフスタイルについて専門家などのアドバイスを受ける。・環境保全などについて自分が得た知識を周囲の人々に伝える。 <p>■事業所等の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none">・環境イベント等に出展する。・一般市民や従業員向けに環境学習の機会を提供する。・市や市民団体等が行う環境学習の取組に協力する。

⑫ 環境活動支援プロジェクト

方針	<p>環境活動団体への支援 普及・啓発の担い手の育成・継承</p>
具体的な取組	<p>■学びの場の提供や活動情報の発信 地域や団体活動等において環境に関する学習や体験の機会を気軽に行えるよう、場所や学習資材の提供、講師等の紹介、情報発信等を行います。</p> <p>○クリーンセンターを拠点とし、さまざまな講座や交流を催すことで、普及・啓発を図る担い手の育成に取り組みます。</p> <p>■活動団体・活動指導者と市民とを結びつける体制整備 環境活動に取り組みたい市民が気軽に参加できるよう、活動団体等の情報を発信するとともに、各主体の協働を促すための橋渡しを行います。</p> <p>○市民（市民団体）や事業所、学校、行政等が各地域で行っている環境活動を広く情報共有・発信し、各団体間の相互交流を促進します。 ○異なる分野の重点プロジェクトを有機的につなぎ連携して取組を進めていくため、情報の共有や人材の橋渡し等を行える体制整備を進めます。 ○専門家等によるアドバイスの機会を提供できる体制整備を進めます。</p>  <p>環境に関するフォーラム</p>
【参考】 市民・事業所等の環境配慮指針	<p>■市民の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域でどのような環境保全活動が行われているか調べてみる。 ・身近な環境保全活動に参加する。 ・周囲の人を環境保全活動に誘う。 ・環境保全などについて自分が得た知識を周囲の人々に伝える。 <p>■事業所等の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民等の環境保全活動に参加する。 ・一般市民や従業員向けに環境学習、環境保全活動の機会を提供する。 ・商工会や業界団体等を通じて、環境保全活動に関する情報発信、情報共有、人材交流につとめる。 ・市や市民団体等が行う環境学習の取組に協力する。

第5章 計画を推進するために

5.1 進行管理のしくみ

本計画に示した施策やプロジェクトを確実に実行していくため、事業活動などを継続的に改善しながら進めるための基本的な考え方である「PDCA サイクル」＝【計画(Plan)→実施(Do)→点検・評価(Check)→見直し・改善(Act)】のもとで、年度ごとに進捗状況を環境審議会に報告し、評価を受けながら進行を管理します。

進捗状況は、分野ごとに定めた指標に基づき評価していくこととします。

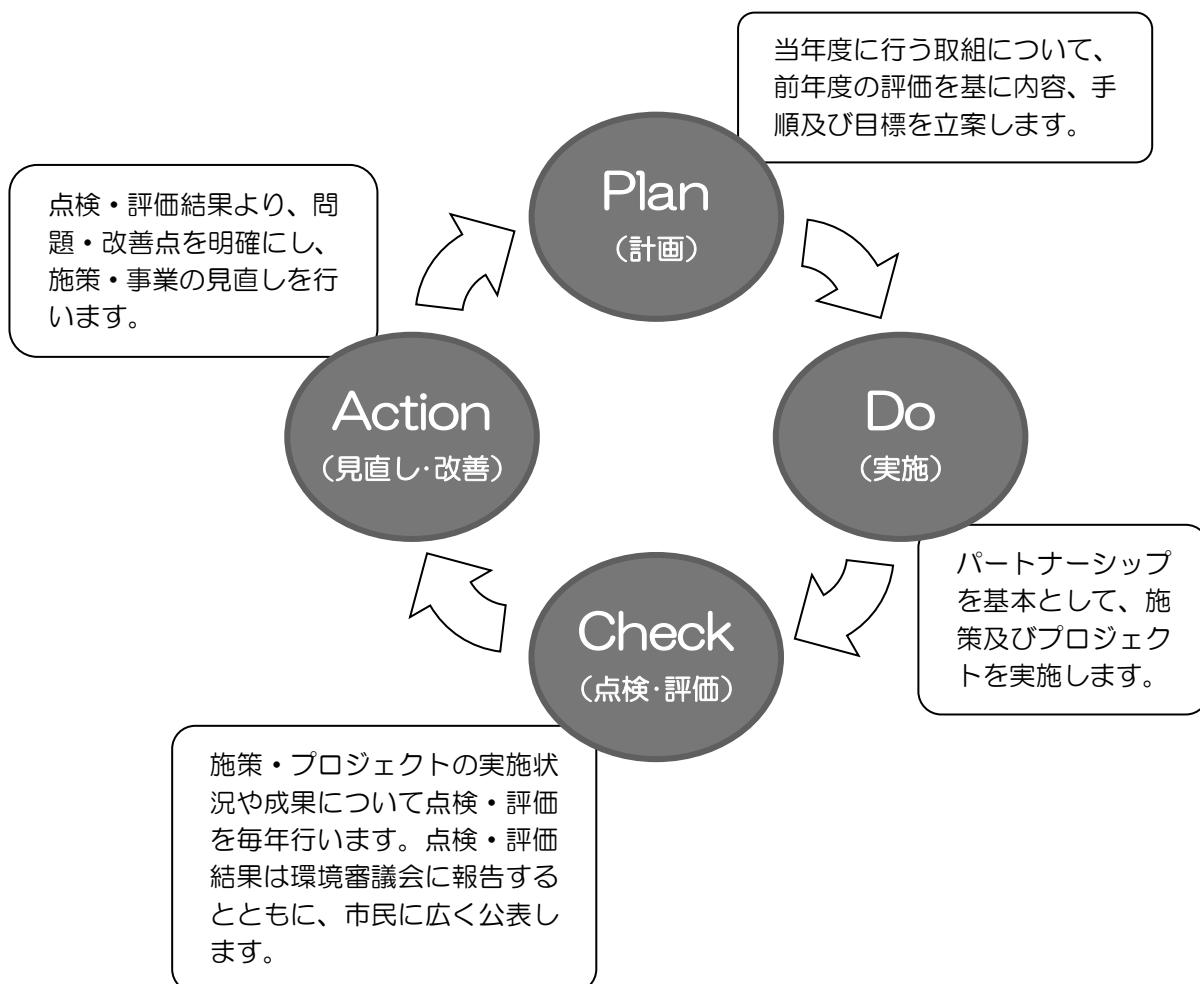


図 5.1.1 PDCA サイクルによる進行管理

5.2 計画の推進体制

本計画は市民、事業者、行政が協働で推進します。特に重点プロジェクトにおいては、広く市民、市民団体、事業者等のパートナーシップによる環境基本計画推進会議「水と緑 安心の野洲（愛称：えこっち・やす）」が主体となって実践していきます。

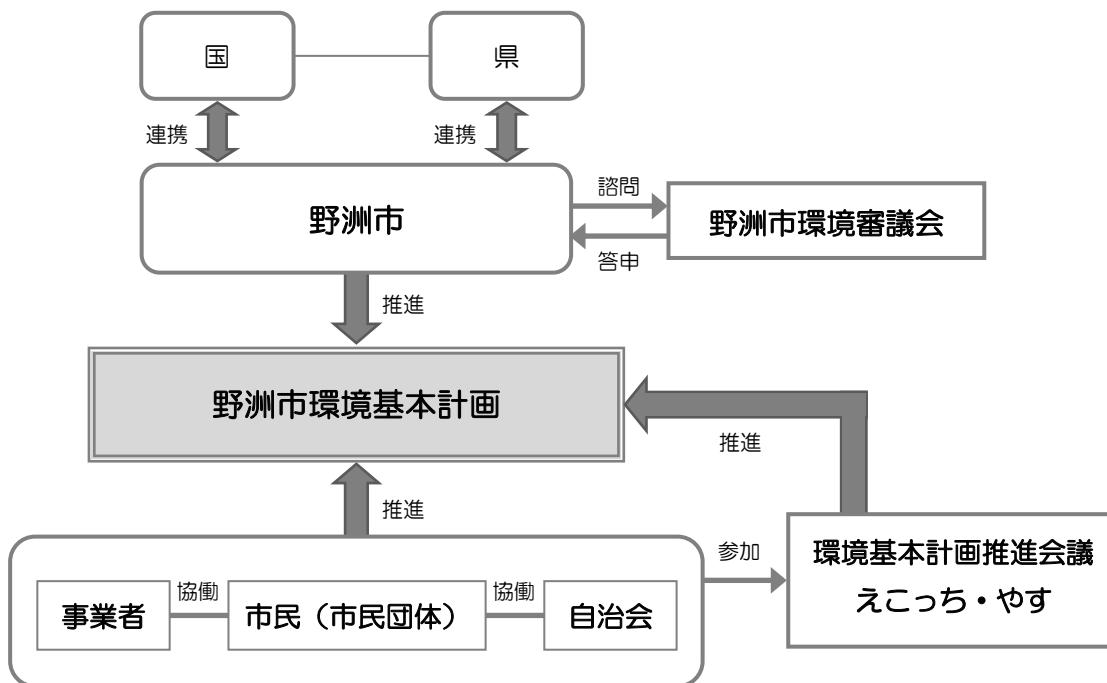


図 5.2.1 計画の推進体制

資料編

[1] 第1次計画におけるプロジェクトの取組状況

第1次計画では、自然分野、ごみ・資源分野及びまち・くらし分野について、24 のプロジェクトに取り組んできました。

これまでの取組状況を、分野ごとに以下に整理します。

自然分野 山や森、川や湖が輝く、水と緑のまち	川	1.「おらが川」人が親しめるきれいな川づくり	
	山	2.野洲の里山の自然に触れよう、知ろう	
		3.野洲の自然を次世代につなぐ「自然案内人」を増やそう	
		4.山の木を活用し、市民の手で野洲の山を守ろう	
	湖	5.葦地帯をみんなで増やそう	
		6.琵琶湖を身近なものにしよう	
		7.内湖の復活で琵琶湖を守ろう	
	縁	8.まちなかの縁ボリュームアップ大作戦	
		9.河畔林の再生	
		10.鎮守の森再生	
	農業	11.環境保全型農業推進計画	
ごみ・資源分野 資源を活かし、モノの命を大切にするまち	環境学習	12.みんなで進める環境学習	
	3R	13.生ごみ資源化システムづくり	
		14.天ぷら油を捨てずにエネルギー（BDF）化しよう	
		15.お得で楽しいリユースステーションをつくろう	
		16.「こんなエコな店あるよ！」ガイドブック作成事業	
	まち・くらし分野 誰もが安心してゆっくり暮らせる うるおいとにぎわいのあるまち	交通	17.一人ひとりが自動車社会を見直す「エコドライブ活動」
		18.バス利用大作戦	
		19.自動車を利用しなくても、安心安全安価でクリーンな市内移動が楽しめる交通体系整備	
		20.きらりと光る野洲の自然、まち、人応援プロジェクト	
		23.事業所環境保全取り組み向上プロジェクト	
買い物	買い物	21.ごみを出さない売り方・買い方が広がるまち	
	共育	22.「環境共育支援ネットやす」の設立と運営	
	景観	24.三上山をはじめとする、野洲ならではの景観を守り育てよう	

1) 自然分野

「川」に関する取組実績

プロジェクト

◎ 「おらが川」人が親しめるきれいな川づくり

川づくりの仲間を増やし、川を親しみやすく、きれいにすることで琵琶湖がきれいになり野洲川や日野川にビワマスが行き交う川と湖にする。

主な取組実績

- ◆ NPO法人家棟川流域観光船を中心となり、県や関係機関との連携を図りながら河川の生態系の観察を行ったり、河川に散乱するごみ回収や現状を眺めるエコ遊覧船の運航を実施し、参加者数も5,000人を超えて定着している。また、川や湖からの恵みである湖魚料理を提供し、川への関心を深める取組が出来ている。こうした活動が認められ、しが生物多様性大賞や日本水環境文化賞などを受賞されている。
- ◆ ホタルを復活させるため、自治会と連携し幼虫を飼育し、川へ放流する活動を行った。また、市内小学校や自治会館でホタル学習会を開催し、ホタルの生態を通して環境について学ぶ機会を提供している。
- ◆ 川や山、農地、琵琶湖など水に関わる活動に取り組む団体や自治会が集まり、水環境のことを見交換するフォーラムを例年開催し、水環境保全への意識向上を図っている。
- ◆ 河川清掃活動では地域、企業などが連携し清掃活動を積極的に行っている。
- ◆ 家棟川流域8箇所で生態調査を実施し、県内でも多くの魚種数を誇る河川であることが判明し、またビワマスの遡上も確認している。このことから、ビワマス禁漁期間を啓発するのぼり旗を設置する活動を行った。ビワマスが遡上するプロジェクトも結成し、河川環境保全に向けて活発に取り組んでいる。



川に関する取組	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
概要																		
家棟川エコ遊覧（※砂浜学習会含む）・エコツアー	複数回	75	16	325	29	925	25	565	28	565	24	684	27	678	48	627	20	499
ホタルの住める川づくり		91	3	21	4	235	4	169	1	86	10	50	10	50	15	121	8	134
流域ネットワークづくり（「水・生物多様性フォーラム」、「ビワマスを戻すプロジェクト・フォーラム」等）	-	-	1	100	-	-	1	40	1	56	1	53	1	54	1	47	1	45
家棟川・びわ湖清掃活動	-	-	-	-	-	-	1	28	7	148	15	119	7	345	9	215	11	236
家棟川流域生態調査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21	242	17	350	9	191
小計		166	20	446	33	1,160	31	802	37	855	50	906	66	1,369	90	1,360	49	1,105

※表中の家棟川・びわ湖清掃活動における「-」は未実施ということではなく、日常的に行われている。

「山」に関する取組実績

プロジェクト

◎野洲の里山の自然に触れよう、知ろう

野洲の里山の保全に努める。里山を、子どもや市民が直接触れられる自然観察、体験学習の場として活用する。

◎野洲の自然を次世代につなぐ「自然案内人」を増やそう

野洲市の自然環境に関して、「啓発活動」と「自然案内」の出来る人材の養成。

◎山の木を活用し、市民の手で野洲の山を守ろう

山の手入れをする人手の確保・育成。山の木を活用し、有効利用することで地産地消の拡大を図る。

主な取組実績

- ◆ 山部会が中心となり、子どもや市民が里山に親しむ活動、自然の大切さや重要性について理解を深めてもらう活動（タムシバ山登山、城山初日の出登山など）を実施している。
- ◆ 御上神社から大篠原までの山裾に散らばる歴史遺産と自然をめぐるハイキングコースを作る活動を実施している。
- ◆ 市民参加の「森づくり塾」を開催し、山作業の技術、道具の手入れ、植物などの自然、救急法、里山の歴史などを学び「野洲の里山の自然案内人」となり里山の大切さを伝えられるよう学んでいる。
- ◆ 定期的に毎月 2 回、里山保全活動を行い、山の林道や登山道整備を実施している。地元生産森林組合と連携も図っている。
- ◆ 平成 22 年度から「篠原小学校全校生徒の縦割り授業」で 5 月に「伊勢道峠越え案内」を実施し、子どもたちが地元の山を知る良い機会となっている。



山に関する取組	平成19 年度		平成20 年度		平成21 年度		平成22 年度		平成23 年度		平成24 年度		平成25 年度		平成26 年度		平成27 年度	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
概要	複数回	52	12	102	17	125	18	149	29	305	22	235	31	393	25	332	39	465
里山保全活動			4	153	3	131	4	311	4	303	4	273	9	315	5	322	12	543
「森づくり塾」	-	-	-	-	-	-	-	-	4	89	4	87	6	115	4	105	5	129
野洲の山を知る探索・山の辺の歴史ハイキングコースづくり	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	79	8	112	9	85
小計		52	16	255	20	256	22	460	37	697	30	595	54	902	42	871	65	1,222

「湖」に関する取組実績

プロジェクト

◎葦地帯をみんなで増やそう

在来魚の生息場所の拡大によって、琵琶湖本来の健全な生態系の復活を図る。葦群落の保全活動による、市民の琵琶湖環境保全の啓発。

◎琵琶湖を身近なものにしよう

市民が琵琶湖の環境と自然の生態系の大切さを理解することで、湖の環境保全の推進を図る。

◎内湖の復活で琵琶湖を守ろう

琵琶湖独特の生態系を形成していた生物生息空間を取り戻すとともに、河川からの濁水が直接琵琶湖へ流入することを抑制し、湖の水質浄化を図る。

主な取組実績

- ◆ 中主小学校 5 年生を対象に琵琶湖の学習会とヨシ苗づくりを実施し、学校の中庭にある池にて育苗している。また育苗したヨシは、琵琶湖の浜に実際に植栽を行っている。
- ◆ ヨシの植栽イベントを実施し、地域や企業などと協働で、琵琶湖岸に植栽を行っている。植栽と同時に琵琶湖浜のごみ拾いや松林保全活動も行っている。この取組は毎年実施され定着化しており、一部ヨシ群落となって再生している。
- ◆ あやめ浜まつりを毎年行い、しじみ採りや琵琶湖の食文化体験など、琵琶湖に親しみ学習しながら、水環境の保全意識の高揚が図られるよう実施している。
- ◆ 水の源を守るために生産森林組合と漁業関係者が協力し、漁民の森づくり事業を実施し、山の植樹活動を行った。



湖に関する取組	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
概要	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
びわ湖に親しむイベント（あやめ浜まつり）・砂浜学習会等	1	739	1	180	1	234	1	166	1	277	2	250	1	135	1	112	1	122
漁民の森づくり事業	—	—	—	—	1	200	1	260	2	203	1	189	1	86	1	136	1	197
内湖環境学習会	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
びわ湖学習会・ヨシ苗ポットづくり体験	2	—	2	240	2	240	2	268	2	258	2	256	3	312	2	214	2	238
ヨシ群落再生事業（ヨシ植え）	1	—	1	187	1	351	1	264	1	240	1	192	1	129	1	270	2	722
小計		739	4	607	5	1,025	5	958	6	978	6	887	6	662	5	732	6	1,279

「緑」に関する取組実績

プロジェクト

◎まちなかの緑ボリュームアップ大作戦

市内の拠点施設について緑化の拡大を行い、緑の潤いのあるまちづくりを目指し、環境都市としてのイメージアップを図る。

◎河畔林の再生

温暖化抑制、豊かな自然環境の整備、市民への自然（緑）環境の提供。

◎鎮守の森再生

温暖化抑制、豊かな自然環境の整備、地域文化の復活、市民への自然環境の提供・整備

主な取組実績

- ◆ 野洲川北流跡自然の森において、毎月第1火曜日、第3土曜日および第4木曜日に定例活動を実施し、散策路の整備として竹林伐採や実生育成のための草刈等を行っている。
- ◆ 野洲川北流跡自然の森では、滋賀県立大学のエコキャンパスプロジェクトメンバーと連携し、生態調査を実施している。
- ◆ 市内の小学生を対象にしたカブトムシ幼虫観察会や、タケノコ採りイベントなどを実施し、自然の大切さを伝えている。
- ◆ 自治会関係者や一般参加者を対象に、樹木の管理の基礎や剪定方法について、専門家からの講習会を実施し、身近なまちなかの緑の保全や緑化推進を図っている。
- ◆ 公共施設の緑化として、野洲図書館やさざなみホール等に植樹や樹木養生を行っている。
- ◆ 地域にある神社にて、その地域の子どもたちと自治会との協働により、神社の森にある樹木に名札プレートをつける取組を実施し、鎮守の森の保全も図っている。



緑地に関する取組	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
概要	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
河辺林保全活動（植樹活動含む）			12	105	17	191	7	71	15	121	23	255	44	564	40	506	42	588
野洲川北流跡自然の森調査報告会			—	—	—	—	—	—	—	—	1	45	—	—	—	—	—	—
野洲川北流跡自然の森カブトムシ幼虫観察会			—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	80	2	230	2	220	
野洲川北流跡自然の森タケノコ堀イベント			—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	50	1	50	1	31	
野洲川北流跡自然の森自然観察会			1	21	2	38	2	139	1	70	1	34	1	40	1	33	1	33
樹木の管理と剪定講習会			—	—	—	—	—	—	1	80	1	40	1	50	1	30	1	2
小計		0	13	126	19	229	9	210	17	271	26	374	48	784	45	849	47	874

「農業」に関する取組実績

プロジェクト

◎環境保全型農業推進計画

環境保全型農業技術の普及、安心安全な作物の生産と健康的な食の提供

主な取組実績

- ◆ 環境こだわり認証者やエコファーマー農家を、地域の観光資源として観光客や市民に情報提供を行っている。
- ◆ 環境こだわり農法に取り組む農業者の生産直販を観光ルートに取り込み、生産者の育成を図っている。
- ◆ 小学校では「田んぼの子」事業に取り組んでいる学校田を利用し地域の皆様の協力を得て、米作りをしている（5年生）。
- ◆ 魚のゆりかご水田事業として、魚道を整備し、生態系に配慮することにより、琵琶湖から遡上する魚を水田で育てる減農薬栽培を実施している。また例年、子どもたちを対象に、ゆりかご水田において生きもの観察会を実施し、田んぼで生きものが安心して暮らせるこことを実体験し学んでいただいている。
- ◆ 無農薬有機栽培や自然栽培の米づくりを行う研修会を開催し、環境保全型農業の普及啓発を行っている。



農業に関する取組	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
概要																		
環境保全型農業研修会（学習会）	1	80	1	40	—	—	—	—	—	—	2	80	1	25	4	58	—	—
生き物観察会			—	—	—	—	4	350	2	400	2	320	3	160	1	200	1	200
小計		80	1	40	0	0	4	350	2	400	4	400	4	185	5	258	1	200

2) ごみ・資源分野

「環境学習」に関する取組実績

プロジェクト

◎みんなで進める環境学習

省エネによる環境負荷の低減と節約の実践、創エネによる新エネ、自然エネ導入の道付け、環境家計簿の導入・実践（意識改革）

主な取組実績

- ◆ 市内の各コミュニティセンター等で、地球温暖化の現状やそれがもたらす影響について学ぶ「環境フォーラム」を開催した。
- ◆ 古紙を利用したリサイクルペーパーアートなどの体験型講座を実施し、市民に親しみやすい環境学習の機会を提供している。参加者には、講座の趣旨目的を伝えることにより、市民の環境意識高揚に繋がっている。



環境学習に関する取組	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
出前講座（リサイクルペーパーアート）・環境学習会	10	117	4	67	3	69	2	40	5	244	10	180	8	148	4	136	—	—

「リユース・リサイクル」に関する取組実績

プロジェクト

◎生ごみ資源化システムづくり

生ごみ資源の有効活用（※生ごみとは、家庭から排出される食物残さ及び草木とする。）

◎天ぷら油を捨てずにエネルギー（BDF）化しよう

焼却ごみの減量、資源リサイクル

◎お得で楽しいリユースステーションをつくろう

大型ごみ等で出る再使用可能な物の有効活用

◎「こんなエコな店あるよ！」ガイドブック作成事業

簡素な包装やはかり売採用店舗の拡大、エコロジー実践商店を応援、過剰包装のごみ減量

主な取組実績

- ◆ 生ごみの減量啓発を目的に、堆肥化のメカニズムや事例について、写真や实物を交えながら分かりやすい「生ごみリサイクルフォーラム in 野洲」を実施した。
- ◆ 家庭で出る生ごみの堆肥化や減量化について、市民モニターによる実証調査を実施。結果について情報交換はしているが、具体的な取組につなげられていないのが現状。
- ◆ 市内食料品関係店舗を調査し、地産品の販売、無農薬・減農薬野菜の販売、レジ袋の削減取組などの情報を掲載する「エコな店ガイドニュース」を発行した。
- ◆ 市民団体エコロジーマーケットやすの会と連携し、毎月第4土曜日に使用済みてんぷら油の回収を行っている。
- ◆ 廃食油を利用した体験型講座として、エコキャンドルづくりを実施するなど、市民に親しみやすい環境学習として工夫し、好評を得ている。
- ◆ リユース品の譲渡会を定期的に開催している。参加者も定着してきており、廃棄物として出された粗大ごみや陶器類等の有効利用を促進できている。一方、排出者の了解を得た物のみをリユース品として扱っているので、それ以外は廃棄されている現状がある。



リユース・リサイクルに関する取組	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
概要	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
先進事例視察研修会・事例発表会・フォーラム	複数回	54	-	-	1	52	1	50	-	-	-	-	-	-	1	20	1	21
		-	-	-	-	-	-	-	1	25	1	30	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	5	116	13	300	6	165	2	141	1	20
		1	52	3	110	3	104	1	30	2	48	2	65	2	82	2	121	
リユース物品無償譲渡会	小計	54	1	52	4	162	4	154	7	171	16	378	8	230	5	243	4	162

3) まち・くらし分野

「ごみ減量」に関する取組実績

プロジェクト

◎ごみを出さない売り方・買い方が広がるまち

ごみを出さない売り方・買い方を広める。売り手、買い手、生産者、地域住民同士のコミュニケーションの促進。地域のものは地域で消費する（新鮮なものが手に入る・安心な商品・物流が簡易）。

主な取組実績

- ◆ 小学校や自治会、各団体を対象に環境啓発人形劇やダンスを取り入れた出前講座を実施している。環境啓発人形劇は、野洲市を背景にしたストーリーで、ごみのない美しいまちにしようと啓発している。また、ごみのことについて考えてもらう紙芝居も公演している。
- ◆ ごみの削減を目指し、先進地への研修会や3R学習会を実施。このなかで県外の自治体を訪れ、マイバッグ持参やレジ袋削減の推進について取り組まれている経緯を研修した。
- ◆ 市民を対象に、ごみ減量に対して関心を高め、レジ袋削減の意義や地域における取組の必要性について啓発するフォーラムを開催している。
- ◆ 市内小学4年生を対象に「ごみを減らす工夫・アイデアポスター」を募集し、応募された361点を市内各コミセンに展示し、地域や家庭におけるごみ減量の啓発を行った。
- ◆ 県と連携し、3R推進月間の10月にあわせて行うマイバッグ持参推進キャンペーンで、スーパー店頭においてマイバッグ持参の呼びかけを行う啓発を実施。市内小売店舗と各自治会コミセン等に啓発ポスターの掲示を行っている。レジ袋無料配布中止店舗におけるマイバッグ持参率は、9割を超える県内で上位となっている。
- ◆ 上記の取組が認められ、平成22年度には環境大臣賞を受賞。



ごみ減量に関する取組	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	回数	人数																
概要																		
出前講座（人形劇・エコダンス）	—	—	3	130	21	933	13	601	10	345	3	335	7	464	8	418	11	484
マイバッグ持参、レジ袋削減啓発キャンペーン	—	—	1	37	1	23	1	22	1	12	3	35	1	18	1	8	1	11
ごみ減量フォーラム・地産池消ツアーグリーン購入啓発講座	1	127	1	120	—	—	1	46	1	20	—	—	—	—	—	—	—	—
小計		127	5	287	22	956	15	669	12	377	6	370	8	482	9	426	12	495

「交通」に関する取組実績

プロジェクト

◎一人ひとりが自動車社会を見直す「エコドライブ」活動

二酸化炭素の排出量削減につながり、地球温暖化防止に寄与する。市民が楽しみながらエコドライブを推進し、自分で取り組める環境負荷削減策を実施する。

◎バス利用大作戦

公共交通の利用促進。

◎自動車を利用しなくとも、安心安全安価でクリーンな市内移動が楽しめる交通体系整備

交通事故の少ない安全安心な市内移動の実現。環境負荷の少ない市内移動手段への多様化。

主な取組実績

- ◆ 交通分野での温室効果ガス削減を目的に、省エネ運転を実践するエコドライブの普及を図るため、市民や市内勤務者を対象にエコドライブセミナーを実施している。また、エコドライブを行う必要性を深く理解していただくため、地球温暖化防止についての講習もあわせて実施してきた。
- ◆ 運転方法の省エネ化だけでなく、環境に配慮した交通手段の展開等がまだまだすんでいない現状がある。
- ◆ エコドライブの実施により得られる効果をデータとして情報発信していくなど、より効果的な啓発を行う必要がある。



交通に関する取組	平成19 年度		平成20 年度		平成21 年度		平成22 年度		平成23 年度		平成24 年度		平成25 年度		平成26 年度		平成27 年度	
概要	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
エコドライブ教習会	数回	100	2	21	2	21	2	27	1	22	—	—	1	13	1	13	1	15

「事業所環境保全」に関する取組実績

プロジェクト

◎事業所環境保全取り組み向上プロジェクト

環境保全活動参加事業所を増やし、事業所全体の活動の底上げを図る。地域とのコミュニケーションの向上を図り、事業者と市民の間の信頼関係を構築する。環境事故の未然防止をめざす。温暖化防止・省資源などの実効を上げる。

主な取組実績

- ◆ 市の条例に基づく環境保全協定の締結の拡大をはかり、概ね（100社を超える）市内の対象事業所との締結ができた。
- ◆ 湖南甲賀環境協会や野洲工業会、環境保全協定締結事業所を対象に環境保全への取組に関する研修会を実施し、環境担当の従事者へ知識や情報を提供している。
- ◆ 環境保全に関する情報を伝える「環境メールマガジン」を、市ホームページに掲載している。その内容は、工場・事業所に関する法律、条例の説明、環境保全活動の好事例の紹介、事業所向け環境保全活動への支援など工場・事業所の環境保全推進に役立つ情報であり、年3～4回発信している。



事業所環境保全に関する取組	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
概要	回数	人数																
環境研修会	-	-	-	-	4	62	1	22	2	45	2	63	2	39	2	48	2	39

「環境共育」に関する取組実績

プロジェクト

◎「環境共育支援ネットやす」の設立と運営

自治会、市民、園児、小・中学生に環境について学んでもらう。体系的な環境学習の場の創出。

◎きらりと光る野洲の自然、まち、人応援プロジェクト

きらりと光る野洲の自然、まち、人、活動を見つけ出して応援する。

主な取組実績

- ◆ 市内で環境学習に取り組む団体活動の調査と情報整理は行っているが、取組による成果の検証や実践している事業者の活動報告ができていないのが現状。

「景観」に関する取組実績

プロジェクト

◎三上山をはじめとする、野洲ならではの景観を守り育てよう

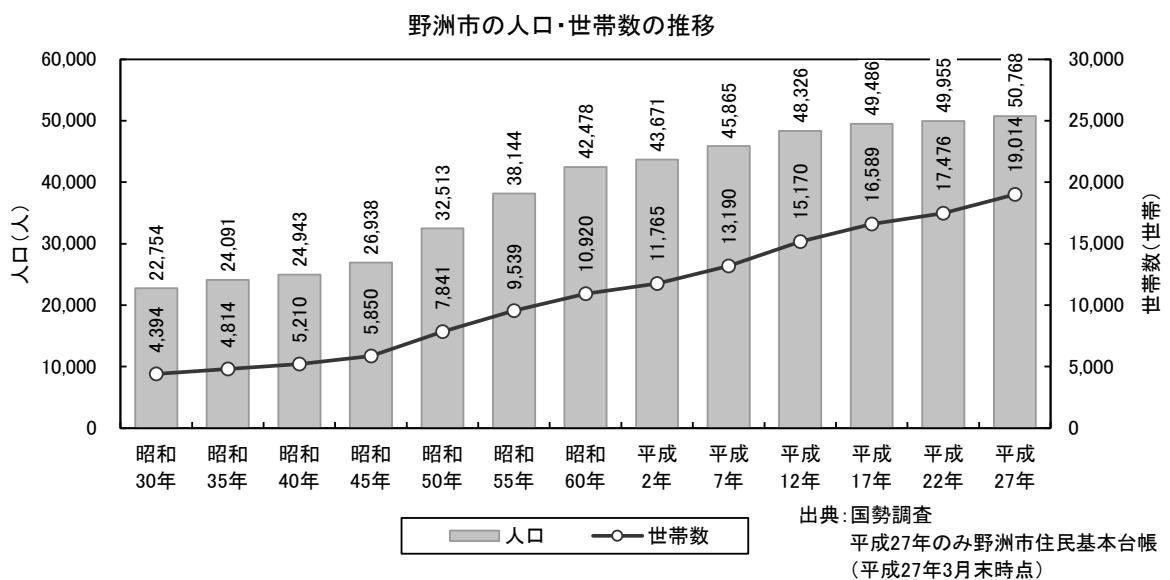
野洲市のシンボルでもある三上山と調和する街並み景観、琵琶湖や河川の水辺、田園など「野洲ならでは」の景観を残し、活用することで野洲を「住み続けたいまち」「住みたくなるまち」であり続ける。

主な取組実績

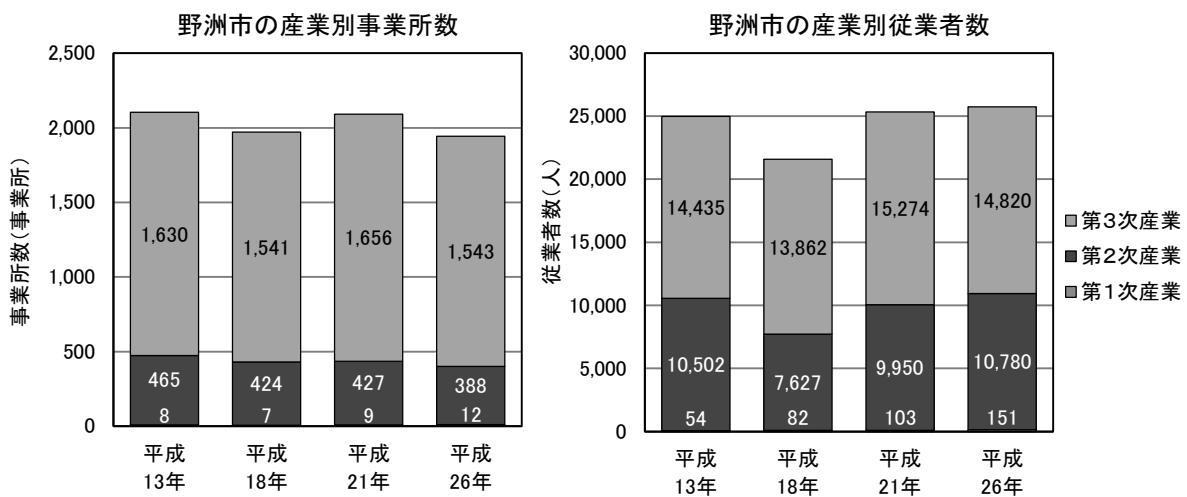
- ◆ 近江富士登山ハイクに自然山部会が参加。それ以外の具体的な取組がなされていないのが現状。

[2] 野洲市をとりまく環境等の概況

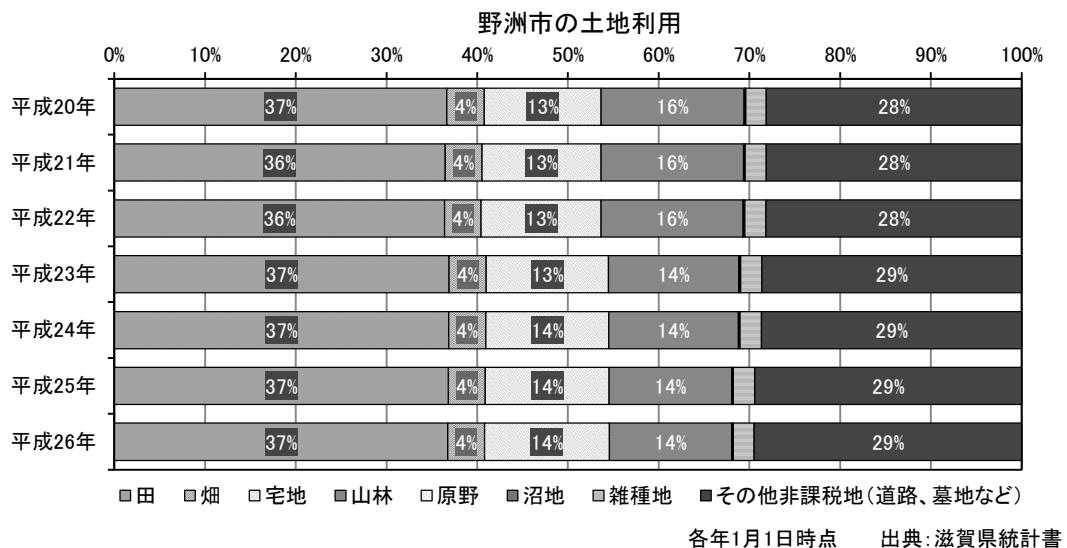
1) 人口・世帯数



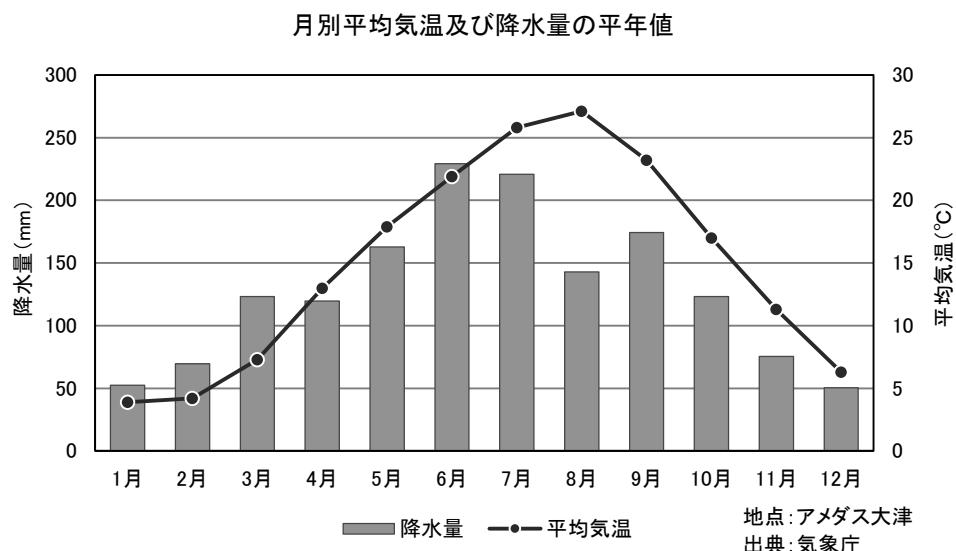
2) 産業



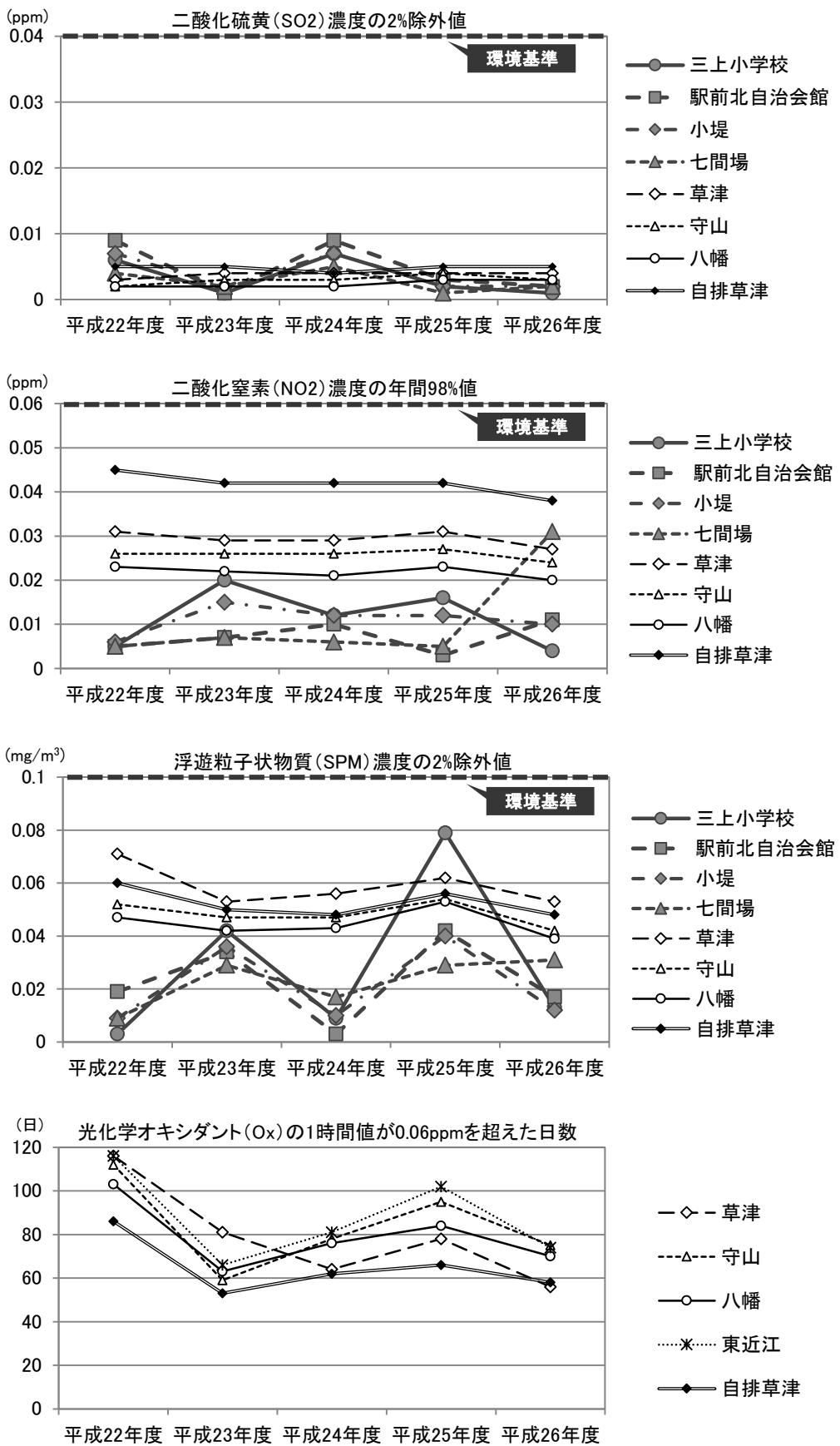
3) 土地利用



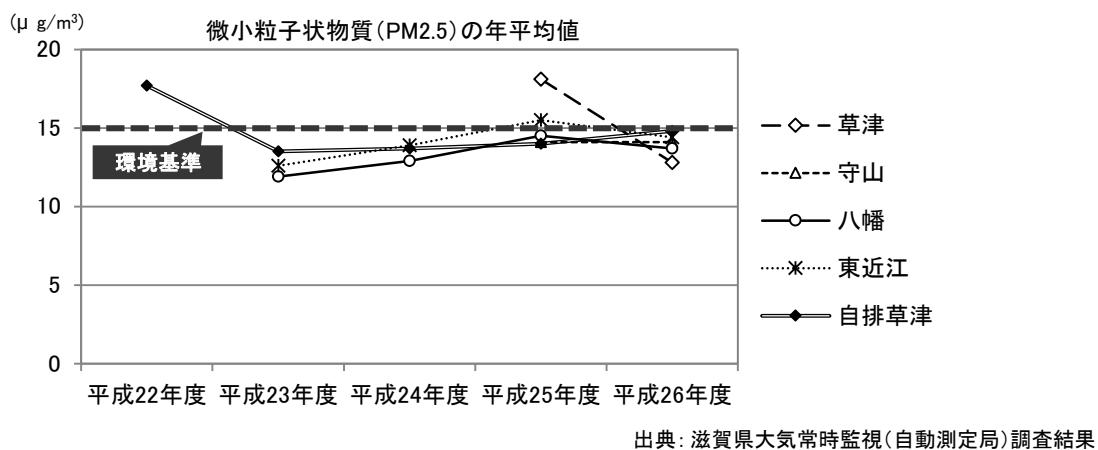
4) 気候



5) 大気質

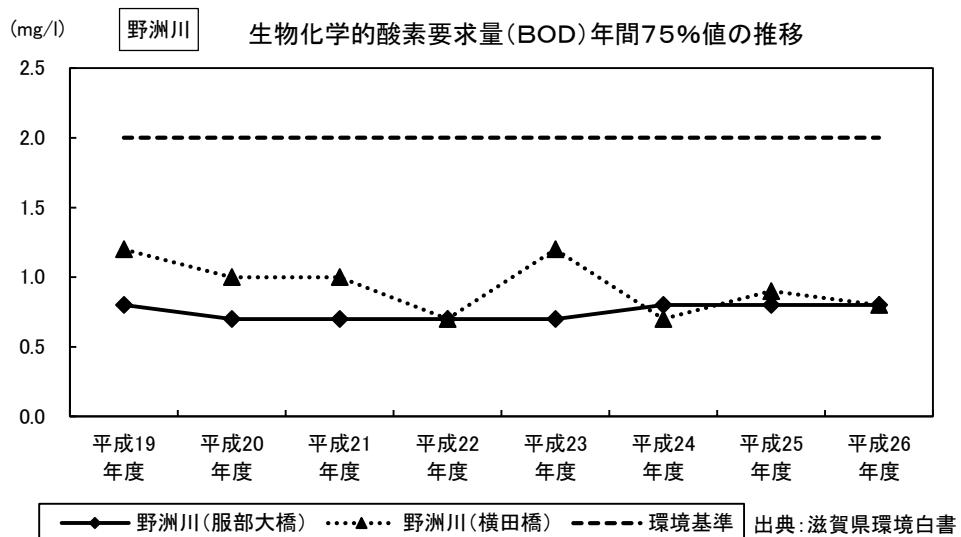


出典: 滋賀県大気常時監視(自動測定局)調査結果

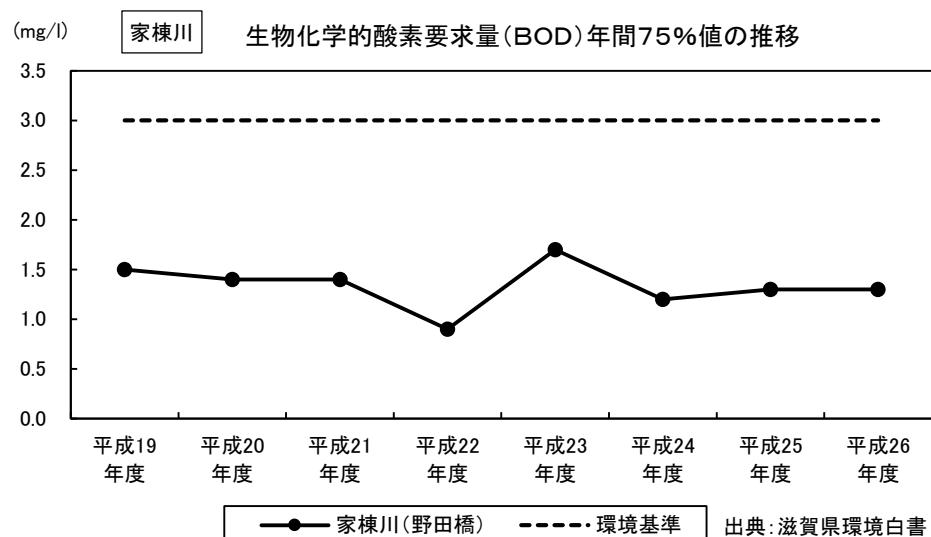


⑥ 水質

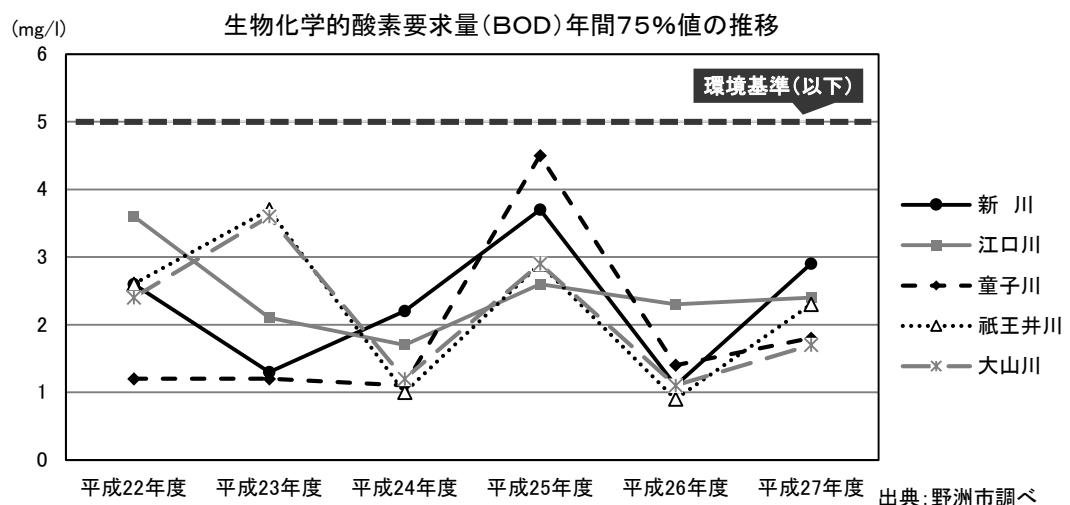
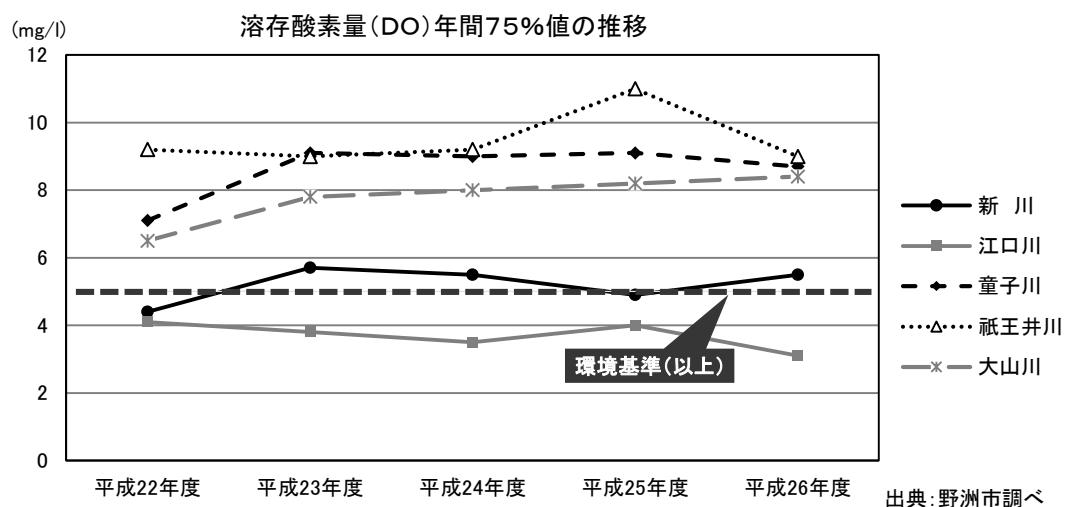
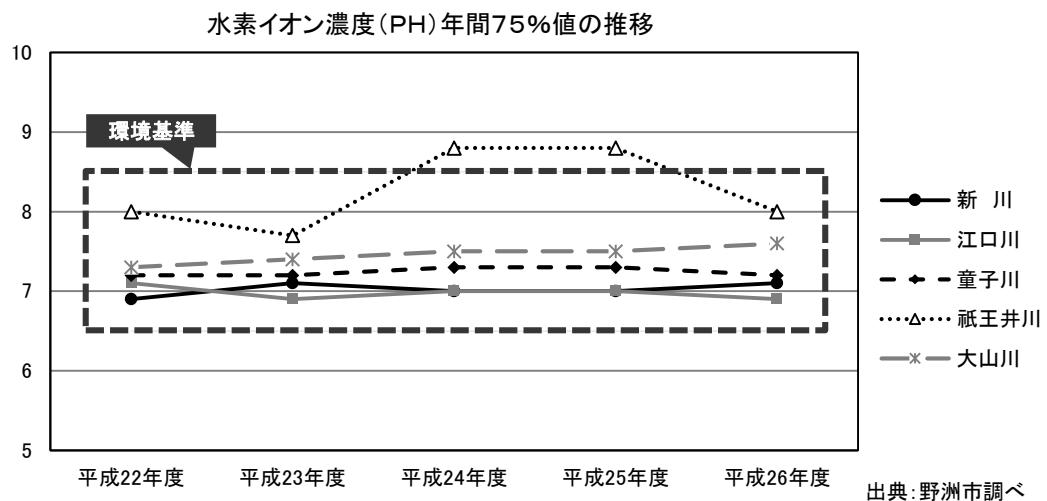
① 野洲川

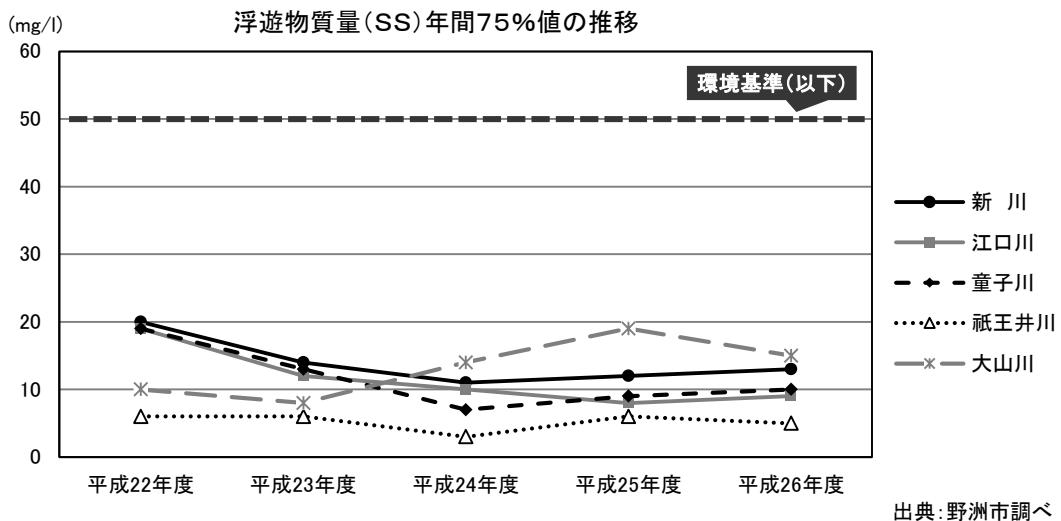


② 家棟川

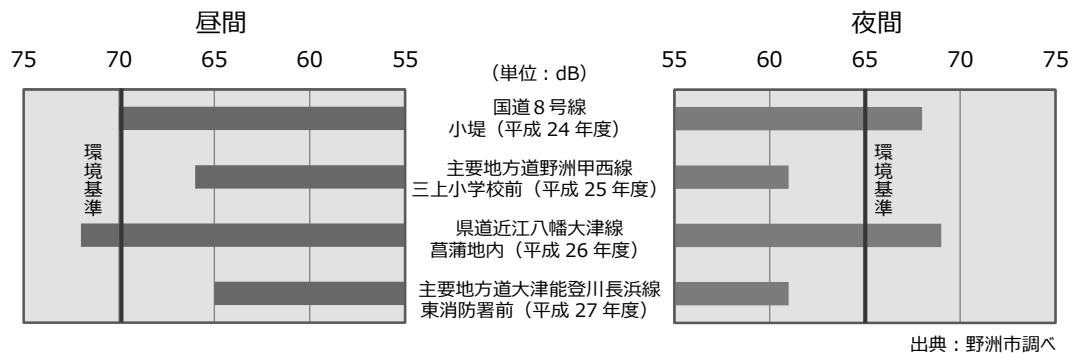


③ 市内中小河川

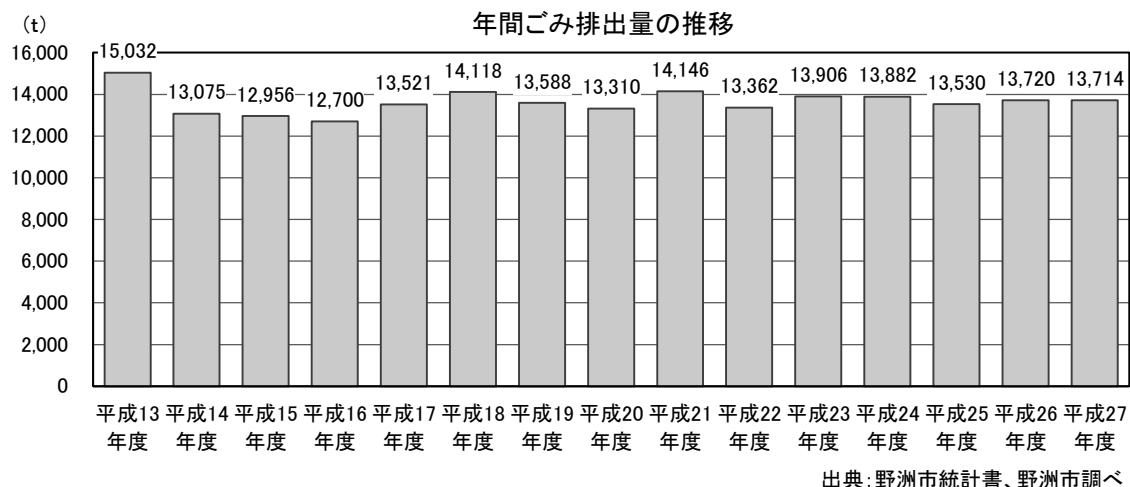




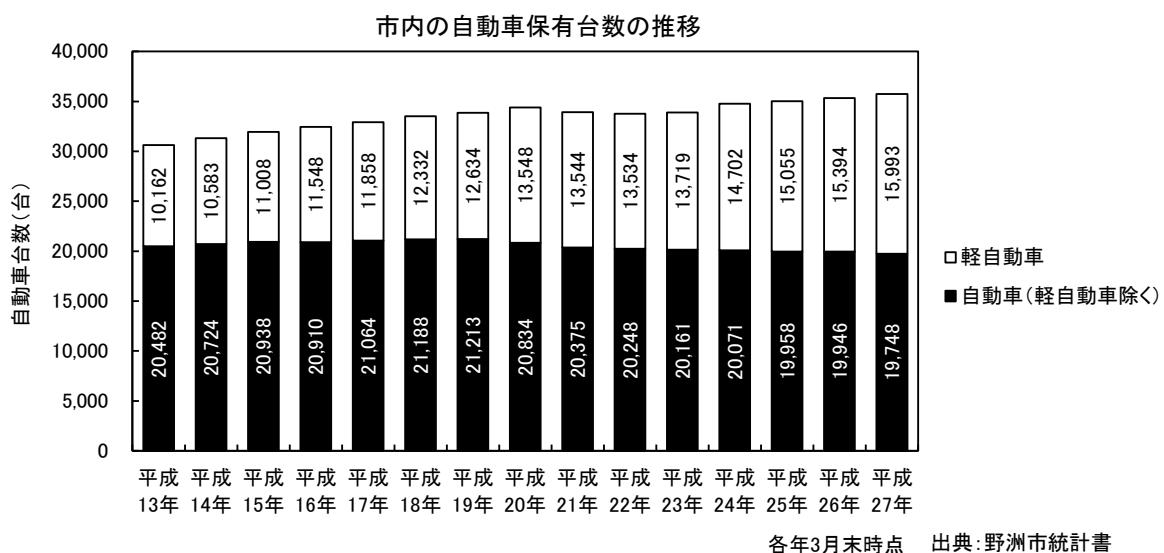
7) 騒音



8) 廃棄物



9) 自動車の保有状況



[3] 第2次野洲市環境基本計画策定の経過

1) 質問書

野環第 369 号
平成27年8月21日

野洲市環境審議会 会長 様

野洲市長 山仲 善彰

第2次野洲市環境基本計画の策定について（質問）

標記の事項について、野洲市環境基本条例（平成16年10月1日条例第136号）

第8条第3項に基づき、貴審議会の意見を求めます。

諮問の趣旨

本市では、平成19年3月に野洲市環境基本条例（平成16年10月1日条例第136号）に基づき野洲市環境基本計画を策定し、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

しかし、策定から8年が経過し、環境を取り巻く情勢も大きく変化していることを踏まえ、豊かな自然環境と良好な環境に恵まれた野洲市を創り上げていくためには、市民・事業者・行政などあらゆる主体がそれぞれの役割と責任を果たし、共働していく仕組みづくりを体系的に整備する必要があります。

そこで、同条例第8条第3項の規定により、第2次野洲市環境基本計画を策定するにあたり、貴審議会に意見を求めるものであります。

1) 第2次野洲市環境基本計画策定の経過

年月日	会議等	内容
平成 26 年 10月 10 日	第1回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・野洲市の環境行政の概要について ・第2次野洲市環境基本計画の策定について
平成 27 年 3月 30 日	第2回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次野洲市環境基本計画の策定について (これまでの取組の検証)
平成 27 年 8月 21 日	第3回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次野洲市環境基本計画の策定について(諮問) ・第2次野洲市環境基本計画の策定について (課題の抽出、施策体系の検討等)
平成 27 年 11月 20 日	第4回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次野洲市環境基本計画の策定について (プロジェクトの整理等)
平成 28 年 3月 11 日	第5回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次野洲市環境基本計画(素案)について
平成 28 年 5月 17 日	第6回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次野洲市環境基本計画の原案について
平成 28 年 5月 17 日	答申	<ul style="list-style-type: none"> ・環境審議会会长から市長へ答申
平成 28 年 6月1日~6月20日	パブリックコメント	

2) 野洲市環境審議会委員名簿

区分	氏名	役職名
1号委員	◎ 市川 陽一	龍谷大学理工学部 環境ソリューション工学科 教授
	岸本 直之	龍谷大学理工学部 環境ソリューション工学科 教授
	島田 洋子	京都大学大学院 工学研究科 准教授
2号委員	松村 周	滋賀県南部環境事務所長
	桑原 雅之	滋賀県立琵琶湖博物館 環境学習センター所長
3号委員	○ 松沢 松治	中主漁業協同組合代表
	富田 幸子	野洲市農業委員会代表
	鈴木 あつ子	野洲市商工会代表
	田中 生三	野洲市自治連合会代表
	東郷 ミエ子	野洲生活学校代表
4号委員	渡部 薫	湖南・甲賀環境協会野洲地区代表
	水島 左知子	環境基本計画推進会議委員

◎：会長 ○：副会長

[4] 用語集

あ行

エコスクール

環境を考慮して整備された学校施設のことで、施設面、運営面及び教育面で、環境への配慮を行う。

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、農業者が「土づくり技術」、「化学肥料低減技術」、「化学農薬低減技術」を一体的に取り組む 計画（5 年後を目標）を作成し、知事がその農業者を環境保全型農業を実践する農業者として認定する。この認定された農業者を「エコファーマー」（愛称）と呼ぶ。

温室効果ガス

地球温暖化の原因とされ、太陽の日射を受けて暖められた地表面が放つ赤外線を吸収し、その一部を再放射することで気温上昇を起こす原因となる気体。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では二酸化炭素 (CO_2)、メタン (CH_4)、一酸化二窒素 (N_2O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、六フッ化硫黄 (SF_6)、三フッ化窒素 (NF_3) が規定されている。

か行

外来生物

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことで、在来生物を捕食したり生息場所を奪うなどの問題が発生するほか、在来生物と交雑して雑種をつくるなど生態系を乱すおそれがある。海外から入ってきた生物だけでなく、国内間においても本来の生息場所ではない地域への侵入による生態系への影響が問題となっている。「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」では、生態系、人の生命・身体、農林水産業などに問題を引き起こす海外起源の外来生物を「特定外来生物」として指定し、飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制するとともに、特定外来生物の防除等を行うこととしている。

河辺林

河川周辺の森林のうち、下流の氾濫原にあるものを河辺林という。

河辺林は生態学的に重要な機能を持つ。具体的には、①水面を覆って日射を遮断するため、水温が低く維持され、低温を好む魚類が生息できるようになる、②葉や昆虫が河川に落ち、水生昆虫や魚類の餌となる、③倒木が河川の中の生物の生息環境を豊かにする、④森林伐採や洪水で発生した土砂が河川に流れ込むのを防ぐなど。

環境基準

「環境基本法」に基づく、環境保全行政上の目標。人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音などに関する環境基準が定められている。

なお、ダイオキシン類に関しては、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、大気汚染、水質汚濁及び土壤汚染の環境基準が定められている。

環境こだわり農作物

滋賀県の環境こだわり農作物認証制度（化学合成農薬および化学肥料の使用量を慣行の 5 割以下に削減するとともに、濁水の流出防止など、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を削減する技術で生産された農産物を県が「環境こだわり農産物」として認証する制度。）により認証された農産物。

企業の社会的責任（CSR）

企業が社会や環境と共に存し、持続可能な成長を図るために、その活動の影響について責任をとる企業行動であり、企業を取り巻く様々な利害関係者（消費者、得意先、地域社会等）からの信頼を得るために企業のあり方を指す。

グリーン購入

自治体、企業、団体が、自ら購入する商品、サービスを、品質や価格だけでなく環境への影響の少ないものを選択することによって、市場のグリーン化（環境への影響が少ない）を達成しようとする活動。平成12年に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が制定され、国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指している。

光化学オキシダント

工場、自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素が、紫外線による光化学反応を起こして発生する大気汚染物質で光化学スモッグの原因。光化学オキシダントは紫外線が強く風が弱いなどの気象条件下で発生しやすく、高濃度になると注意報や警報が発令される。滋賀県においては注意報レベルの濃度が年数回発生している。

さ行

サーマルリサイクル

廃棄物を単に焼却処理せず、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用すること。ごみ焼却炉の熱を温水などの熱源や発電などとして利用する。「循環型社会形成推進基本法」では、再使用及び再生利用に次ぐ循環的な利用として熱回収が位置付けられている。

再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもので、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）」では、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。

里山

市街地や集落に隣接する森林で、林産物の栽培や薪炭の生産などに利用され、古来より特に人々の暮らしが深く関わってきた森林を里山と呼んでいる。地域住民が身近に親しめる一方、その環境の維持には住民による手入れや管理が必要であり、人と自然が共生する場所として注目されている。

持続可能

1987年、国連の「環境と開発に関する世界委員会」報告書の中で提唱された「持続可能な発展（sustainable development）」という概念に基づく言葉。将来世代の必要（ニーズ）を損なわないよう現代世代の必要（ニーズ）を満たすことと考えられている。環境と経済と社会の発展を調和させて人々が幸せに暮らしていくようにし、地球を将来世代に引き継いでいくような社会にすること。

循環型社会

「循環型社会形成推進基本法」では、省資源と環境への影響を可能な限り低減するために、製品などが、廃棄物として処分されることを抑えられ、適正なリサイクルがなされ、またリサイクルできない製品等からの環境に対する悪影響が少ないように処分される社会、と定義づけられている。これに加えてエネルギー、さらに水の循環を視野に入れることが必要と言われている。

水源涵養機能

森林の土壤が、雨水を吸収し貯留するとともに、河川へ流れ込む水の量を調整し、川の流量を安定させる機能。また、雨水が森林土壤を通過することにより、水質が浄化する効果もある。

生物化学的酸素要求量（BOD）

水質汚濁の汚染指標の1つで、水中の微生物が一定時間内（20°Cで5日間）に有機物を酸化・分解するために消費する酸素の量を示す数値。この数値が高ければ高いほど水中の有機物の量が多いことを示す。河川の汚濁をはかる代表的な指標。

に行

地球温暖化

人間による化石燃料の大量消費により大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの濃度が増加し、地球の平均気温（現在約15°C）が高くなる現象。気温が上昇するだけでなく降雨量も大きく変化し、気候の変化も激しくなることから、正式には「気候変動（climate change）」と呼ぶ。生態系に壊滅的な打撃を与える恐れがあるとともに、異常気象による災害、干ばつや多雨などによる食料生産の悪化、利用できる淡水の減少、海面の上昇、マラリアなど伝染症の流行地域の拡大など、人間の生存と生活にも非常に大きな悪影響を及ぼすと予測されている。

鎮守の森

神社や寺院等の社殿等と一緒に景観を形成する森や林。森林や山そのものが信仰の対象となる場合もある。人里における野生生物の生育・生息環境であるとともに、神事や祭りなどを通して地域文化を象徴する場所でもある。

低炭素社会

化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させると同時に生活の豊かさを実感できる社会のこと。

ダイオキシン類

ダイオキシンは非常に強力な毒性を持つ物質で、環境ホルモンの一つ。一般に、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーハーフPCB)をまとめてダイオキシン類と呼んでいる。日本では、ごみの焼却炉からの排出が8~9割を占めると言われている。

典型7公害

1967年(昭和42年)制定された公害対策基本法では、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭を公害と規定しており、これらを総称して典型7公害という。

な行

二酸化硫黄

硫黄を含む燃料の燃焼などにより発生する。工場などが主な排出源であるが、大気汚染防止法のもと、排出規制などの対策がとられてきたため、現在ではかなり改善されている。呼吸器への悪影響があり、環境基準が定められている。

二酸化窒素

物の燃焼に伴い必然的に発生する大気汚染物質で、自動車や工場からの排出が多いが、家庭や自然界等からも発生する。高濃度になると呼吸器への影響があるため、環境基準が定められている。

野焼き

廃棄物を野外で焼却する「野焼き」は法律(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)により禁止されている(宗教上の行事や、農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われるものと除外)。違反すると5年以下の懲役若しくは一千万円以下の罰金又はその両方を科せられる。

は行

バイオディーゼル燃料(BDF)

植物油等の生物由来油を化学処理して軽油に近い物性に変換した燃料。植物起源の原料(=バイオマス)であることから、カーボンニュートラルとみなせ、地球温暖化対策としても有効。ディーゼルエンジン用の燃料として使用できるが、改正揮発油等の品質の確保等に関する法律の施行により、軽油に混合する場合の上限は5%までとされている。

微小粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状物質のうちでも特に粒径の小さいものをいう（粒径 $2.5 \mu\text{m}$ 以下の微小粒子状物質）。PM2.5 については、呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念され、日本では平成 21 年に環境基準が定められた。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒径が $10 \mu\text{m}$ ($1 \mu\text{m}$ は、 1mm の $1,000$ 分の 1) 以下の粒子状物質で、呼吸器に対して悪影響を与える。発生源としては、工場、事業場等産業活動に係るものだけでなく、自動車の運行に伴って発生するもの、風による土壌粒子の舞い上がり等の自然現象によるものもある。

や行

ゆりかご水田

滋賀県が推進する「魚のゆりかご水田」プロジェクト。田んぼや排水路を魚が行き来できるようにし、かつての命溢れる田園環境を再生し、生きものと人が共生できる農業・農村の創造を目指している。

ヨシ群落

ヨシ群落では、マコモ、ウキヤガラ、ヤナギ、ハンノキなどの植物が一緒に見られ、カイツブリをはじめとする野鳥たちの巣作りや休息に使われる。また、ニゴロブナやホンモロコなどの魚たちには格好の産卵場所で、稚魚の隠れ家にもなる。水辺の生態系を支える大切な役割も担っている。

数字・アルファベット

3R

「リデュース（Reduce：廃棄物の発生抑制）」「リユース（Reuse：部品等の再使用）」「リサイクル（Recycle：使用済み製品等の原材料としての再利用）」の 3 つからなるごみ削減の取組。

BDF

→バイオディーゼル燃料

BOD

→生物化学的酸素要求量

NO₂

→二酸化窒素

SO₂

→二酸化硫黄

PM2.5

→微小粒子状物質

